

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【事業年度】 第49期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 株式会社中村超硬

【英訳名】 NAKAMURA CHOUKOU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 誠

【本店の所在の場所】 大阪府堺市西区鶴田町27番27号

【電話番号】 072-274-0007(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 川口 晃

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市西区鶴田町27番27号

【電話番号】 072-274-0007(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 川口 晃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	5,123,469	6,836,969	4,992,602	12,140,867	4,809,425
経常利益又は経常損失 () (千円)	926,214	1,440,023	1,803,753	1,365,486	4,263,691
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 () (千円)	1,077,151	1,221,734	2,075,649	1,381,427	9,721,436
包括利益 (千円)	1,083,988	1,221,652	2,080,517	1,382,422	9,735,801
純資産額 (千円)	2,443,828	5,071,977	5,014,471	7,882,847	1,329,699
総資産額 (千円)	7,995,836	10,225,514	12,195,305	17,458,153	7,910,386
1株当たり純資産額 (円)	742.13	1,208.79	1,071.72	1,577.89	238.17
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 () (円)	327.10	308.37	445.77	288.94	1,911.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	303.79	-	286.61	-
自己資本比率 (%)	30.6	49.6	41.1	45.1	17.2
自己資本利益率 (%)	56.6	32.5	-	21.4	-
株価収益率 (倍)	-	18.2	-	19.1	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,166,962	1,789,543	1,983,733	2,598,031	2,206,855
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	288,083	1,823,312	2,605,741	1,796,232	692,586
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,156,598	946,559	3,384,971	2,009,498	1,270,036
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,435,791	2,339,930	1,128,806	3,927,471	2,277,185
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	201 〔25〕	243 〔21〕	337 〔20〕	372 〔21〕	291 〔26〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第47期及び第49期については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第47期及び第49期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4 第45期の株価収益率は、当社株式が非上場であったため、また、第47期及び第49期については親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5 従業員数は、就業人員（当社グループ外への出向者を含んでおりません。）であり、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、人材会社からの派遣社員を除く。）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を〔 〕内に外数で記載しております。

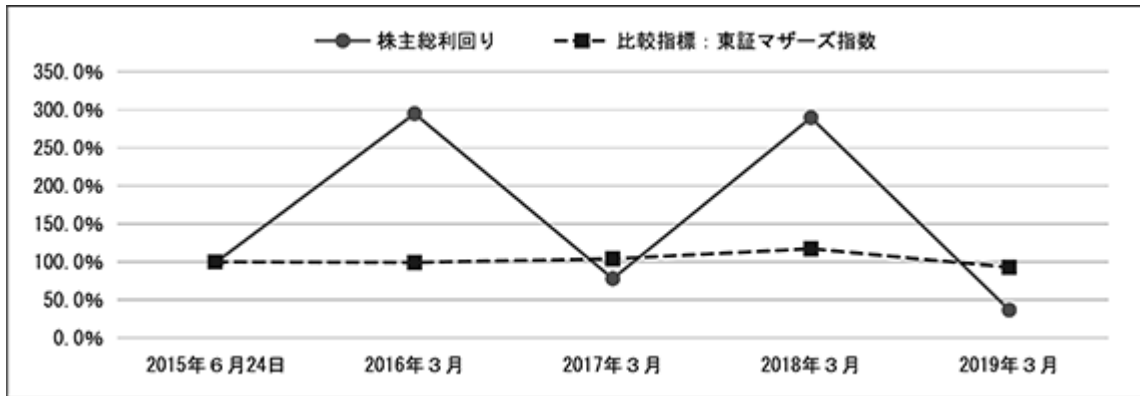
6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第49期の期首から適用しており、第48期の主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	3,828,990	5,438,703	3,466,411	9,620,959	3,202,327
経常利益又は 経常損失() (千円)	800,360	1,330,984	1,910,097	1,079,969	4,532,254
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	949,440	1,172,072	2,144,030	1,214,976	9,851,785
資本金 (千円)	1,301,875	2,005,122	3,037,608	3,775,908	4,028,158
発行済株式総数 (株)	3,293,000	4,195,900	4,678,900	4,989,900	5,700,900
純資産額 (千円)	2,124,431	4,703,000	4,582,063	7,291,238	2,040,423
総資産額 (千円)	6,436,385	8,851,133	10,238,652	15,491,058	6,030,429
1株当たり純資産額 (円)	645.14	1,120.86	979.30	1,459.32	362.84
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	- (-)	10.00 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	288.32	295.83	460.46	254.13	1,936.91
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	291.44	-	252.07	-
自己資本比率 (%)	33.0	53.1	44.8	47.0	34.3
自己資本利益率 (%)	57.6	34.3	-	20.5	-
株価収益率 (倍)	-	19.0	-	21.6	-
配当性向 (%)	-	3.4	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	128 〔7〕	168 〔6〕	242 〔7〕	295 〔9〕	219 〔12〕
株主総利回り (%) (比較指標: 東証マザーズ指数) (%)	- -	295.6 (99.3)	78.5 (104.1)	290.4 (117.3)	37.3 (92.9)
最高株価 (円)	-	5,730	6,110	7,820	5,800
最低株価 (円)	-	1,756	1,011	1,180	677

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第47期及び第49期については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 2016年3月期の1株当たり配当額10円には、上場記念配当5円を含んでおります。
- 4 第47期及び第49期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 5 第45期の株価収益率は、当社株式が非上場であったため、また、第47期及び第49期については当期純損失であるため記載しておりません。
- 6 従業員数は、就業人員(当社外への出向者を含んでおりません。)であり、従業員数欄は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を〔 〕内に外数で記載しております。
- 7 2015年6月24日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第45期の株主総利回り及び比較指標は記載しておらず、第46期以降の株主総利回りは2015年6月24日の株価を基準として算定しております。
- 8 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。ただし、当社株式は、2015年6月24日から東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

- 9 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第49期の期首から適用しており、第48期の主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
- 10 株主総利回り及び比較指標の最近4年間の推移は以下のとおりであります。
なお、当社は、2015年6月24日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、4年間の推移となっております。また、株主総利回りについては2015年6月24日の株価を基準として算定しております。



2 【沿革】

当社は、1954年10月大阪府堺市旭ヶ丘北町（現 大阪府堺市堺区旭ヶ丘北町）においてミシン用の小ネジを作る会社として創業した「中村鉄工所」を前身としております。

その後、1970年12月に「株式会社中村超硬」を設立し、現在は、主に太陽電池に用いられる電子材料のスライス加工で使用するダイヤモンドワイヤの開発・製造・販売及びダイヤモンドや超硬合金など耐摩耗性の高い硬脆材料を用いた特殊精密部品や工具の開発・製造・販売を行っております。

株式会社中村超硬設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
1970年12月	大阪府堺市堺区旭ヶ丘北町に超硬冶工具の製造及び販売を目的として株式会社中村超硬を設立
1989年7月	大阪府堺市西区鳳南町に本社工場を新築し本社移転
1991年2月	大阪府堺市西区鳳南町に超硬冶工具材料等の販売を目的として株式会社マテリアルナカムラを設立
1997年7月	大阪府堺市西区鳳南町にダイヤモンド等を使用した特殊精密部品の製造及び販売を目的として株式会社シーエスコポレーションを設立
1997年8月	当社が株式会社中村超硬から株式会社シーエスコポレーションに商号変更 株式会社シーエスコポレーションが株式会社中村超硬に商号変更
1998年8月	当社が株式会社シーエスコポレーションから株式会社中村超硬に商号変更 株式会社中村超硬が株式会社シーエスコポレーションに商号変更
1999年5月	I S O 9001の認証取得を受ける
2001年6月	大阪府堺市西区鶴田町に「M A Cセンター」を新設（現本社）
2001年12月	I S O 14001の認証取得を受ける
2002年12月	株式会社中村超硬を存続会社とし、株式会社マテリアルナカムラ及び株式会社シーエスコポレーションを吸収合併
2005年5月	ノズル洗浄機「M A C - 」の販売を開始
2005年11月	「M A Cセンター」に新棟竣工
2008年4月	日本ノズル株式会社(神戸市西区)の全株式を取得し、100%出資子会社とする（現連結子会社）
2009年5月	ノズル洗浄機「M A C - 」の販売を開始
2009年11月	ソーラー用シリコンウエハ生産開始
2010年1月	大阪府和泉市あゆみ野に和泉工場「D - N e x t」を新設
2010年2月	ソーラー用シリコンウエハ量産開始
2010年6月	本社工場（大阪府堺市西区鳳南町）を閉鎖し、「M A Cセンター」（大阪府堺市西区鶴田町）に本社移転
2010年9月	大阪府和泉市あゆみ野に和泉工場「D - N e x t」第2号棟を新設 ダイヤモンドワイヤ「D I N A - P R I S M」の販売を開始
2010年12月	和泉工場「D - N e x t」を含む全社にてI S O 9001、I S O 14001を取得
2011年6月	大阪府和泉市あゆみ野に和泉工場「D - N e x t」第3号棟を新設
2011年12月	大阪府中央区に住江織物株式会社と合併会社 中越住江デバイス・テクノロジー株式会社を設立
2013年2月	中国における当社の販売拠点として、中国上海市に上海那科夢楽商貿有限公司を設立（現連結子会社）
2013年9月	合併会社 中越住江デバイス・テクノロジー株式会社に当社電子材料スライス周辺事業のソーラー用シリコンを主とした電子材料のスライス加工事業を譲渡
2015年6月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2015年12月	大阪府和泉市あゆみ野に和泉第2工場を開設
2016年9月	大阪府吹田市にフロー合成研究所を開設
2016年12月	沖縄県うるま市に沖縄工場を開設 持分法適用会社 中越住江デバイス・テクノロジー株式会社の株式を取得し、連結子会社とする
2018年3月	中越住江デバイス・テクノロジー株式会社より電子材料のスライス加工事業を譲受
2019年1月	中越住江デバイス・テクノロジー株式会社を清算

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、電子材料スライス周辺関連、特殊精密機器関連、化学繊維用紡糸ノズル関連の開発・製造・販売を主な事業として取り組んでおります。2019年3月31日現在の子会社数は2社（連結子会社 日本ノズル株式会社、上海那科夢樂商貿有限公司）であります。

当社グループの事業内容は以下のとおりであります。

(1) 電子材料スライス周辺事業

当事業では、太陽電池用シリコンウエハのスライス加工で使用するダイヤモンドワイヤ「DINA - PRISM」の開発・製造・販売を行っております。ダイヤモンドワイヤとは、細いピアノ線にダイヤモンドの粒を強く固定した糸状の工具であり、太陽電池の業界ではシリコンウエハの低コスト化をもたらす新しいスライス加工手法として用いられております。ダイヤモンドワイヤは、主に単結晶シリコンのスライス加工に使用されておりましたが、近年の技術開発により、多結晶シリコンのスライス加工においても使用されるようになりました。

ダイヤモンドワイヤは、細線化することによりシリコンインゴット1本あたりから加工できるウエハ枚数が増加するため、細線化への要求は強く、年々細線化への期待が高まっております。現在、60 μ mのダイヤモンドワイヤが主に使用されておりますが、当社では55 μ m以下の極細線ダイヤモンドワイヤの製造・販売も行っております。

(2) 特殊精密機器事業

当事業は、ダイヤモンドや超硬合金、セラミックスなどの耐摩耗性の高い硬脆材料(*1)を用いた特殊精密部品、工具の開発・製造・販売を行っております。当事業における主要な製品は、自動車部品やベアリング製造用工作機械に用いられるダイヤモンド部品、液晶テレビやスマートフォン、タブレット等の電子機器の製造に欠かせない電子部品実装(*2)用の産業機械に用いられるダイヤモンドノズル(*3)といった部品であります。

当事業では、こうした特殊精密部品・工具に加えて、実装機（マウンター）用ノズル等を洗浄する装置などの開発・製造・販売も行っております。近年では、微細精密加工技術と装置開発技術の複合により、微細な空間で液体や気体を効率的かつ連続的に混合・合成する化学反应用マイクロリアクター(*4)システムの開発・製造・販売も行っております。

- (*1)硬脆材料 : ダイヤモンドやセラミックスなどのように、硬度が非常に高い反面、衝撃に弱く、カケ易く割れ易い材料の総称。
- (*2)実装 : エレクトロニクス分野で、電子部品をプリント基板の上に取り付ける(はんだ付けする)工程。
- (*3)ダイヤモンドノズル : 電子部品(IC・コンデンサ・抵抗等)を電子基板に搭載する際に用いる吸着ノズル。
- (*4)マイクロリアクター : 一辺あたり1mm以下の大きさの空間で連続的に化学反応を行う装置(通常はバッチ反応器、いわゆる普通のフラスコなど)。より大きなスケールで反応を行う他の装置と比べ、エネルギー効率、反応速度、安全性、対応できる反応、条件の制御能力などに優れる。

(3) 化学繊維用紡糸ノズル事業

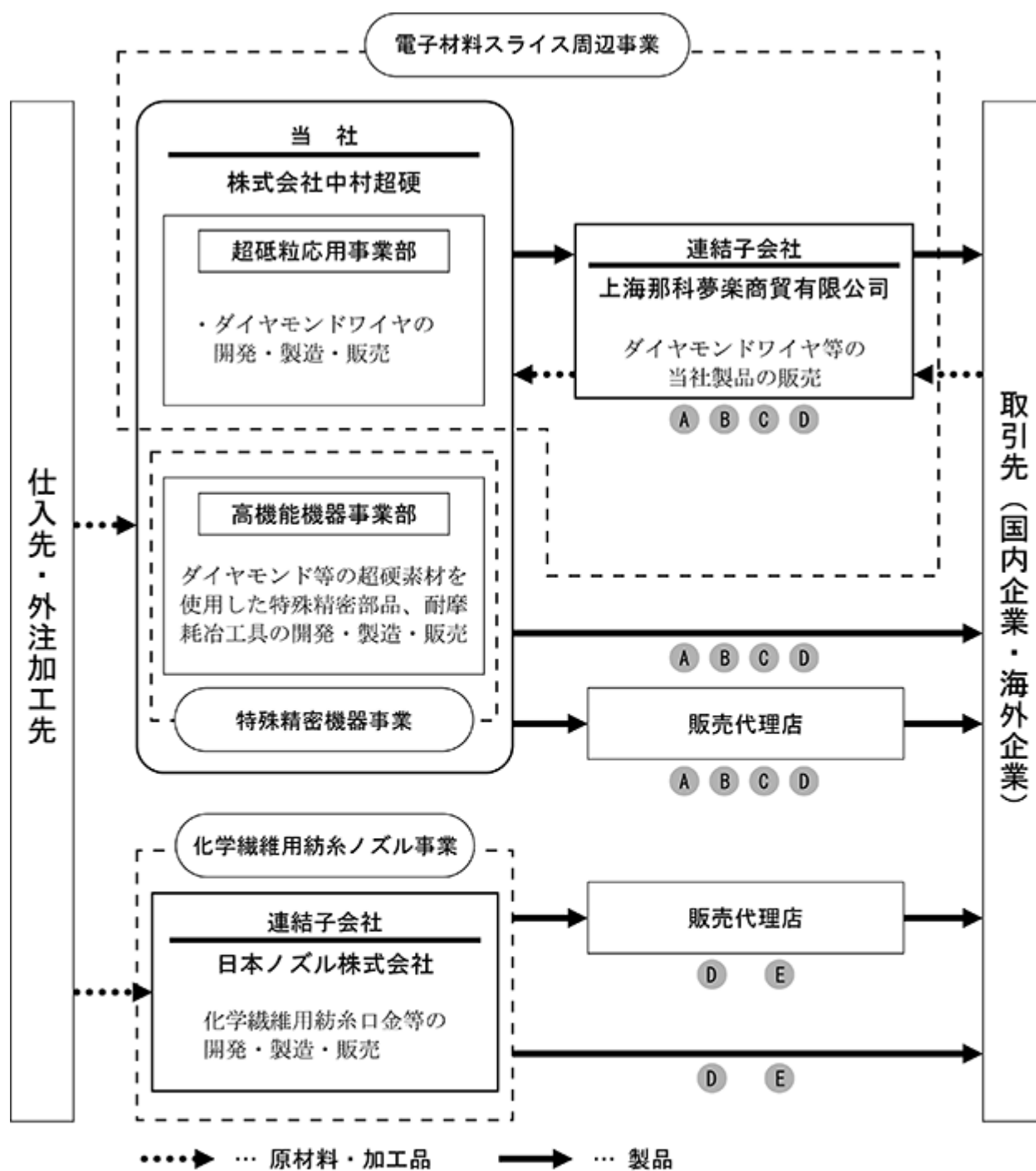
当事業は、連結子会社の日本ノズル株式会社で行っており、主に、化学繊維用紡糸ノズル及び周辺部品、不織布(*5)製造装置、不織布用ノズル等の設計・製造・販売を行っております。

同社は、1930年に創業して以来、化学繊維用(レイヨン製造用)ノズルを国産化し、化学繊維の紡糸ノズル専門メーカーとして事業展開してまいりました。紡糸ノズルは、不織布の製造や炭素繊維の原料となるアクリル繊維などの製造において繊維の品質を決定づける基幹部品であります。その製造にあたっては微細加工(孔(あな)あけ加工、パンチング加工)及び工具・治具の製造に関して繊細な技術が必要となります。同社では、長年にわたり当該事業に特化してきたことにより多くの技術的蓄積を有しております。

当事業は、わが国の化学繊維メーカーのみならず、中国、インドをはじめとするグローバルな繊維メーカー、紡糸設備メーカー等に対し、各種ノズル等を納入しております。

(*5)不織布 : 繊維を織らずに絡み合わせたシート状のもの。主な用途としては、紙おむつ、マスク、空気清浄機フィルターなどがある。

事業の系統図は、次のとおりであります。



図中、製品を以下の略称記号で表示しています。

- A ダイヤモンドワイヤ
- B 実装機用ノズル
- C 耐摩耗部品
- D 機械装置
- E 紡糸用ノズル

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 日本ノズル株式会社 (注)3	神戸市西区	48,000千円	化学繊維用 紡糸ノズル 事業	100.0	役員の兼任4名 経営指導料の受取
上海那科夢楽商貿 有限公司 (注)4、5、6	中国上海市	450千USD	電子材料 スライス 周辺事業	100.0	役員の兼任4名 製品の販売

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 3 日本ノズル株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、化学繊維用紡糸ノズル事業の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
- 4 債務超過会社であり、2019年3月末時点で債務超過額は93,920千円であります。
- 5 特定子会社に該当しております。
- 6 上海那科夢楽商貿有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- 主要な損益情報等 (1) 売上高 1,019,398千円
(2) 経常損失 194,240千円
(3) 当期純損失 203,880千円
(4) 純資産額 93,920千円
(5) 総資産額 507,383千円
- 7 連結子会社でありました中超住江デバイス・テクノロジー株式会社は、2019年1月25日付で清算終了しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
電子材料スライス周辺事業	155〔6〕
特殊精密機器事業	33〔5〕
化学繊維用紡糸ノズル事業	68〔14〕
その他	17〔-〕
全社(共通)	18〔1〕
合計	291〔26〕

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を〔 〕内に外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 3 その他は、新規事業開発に従事する従業員であります。
- 4 全社(共通)は、主に管理部門の従業員であります。
- 5 前連結会計年度に比べ従業員数が81名減少しておりますが、その主な理由は、電子材料スライス周辺事業における沖縄工場の休止によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
219〔12〕	40.65	7.94	4,661,288

セグメントの名称	従業員数(名)
電子材料スライス周辺事業	151〔6〕
特殊精密機器事業	33〔5〕
その他	17〔-〕
全社(共通)	18〔1〕
合計	219〔12〕

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を〔 〕内に外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4 全社(共通)は、主に管理部門の従業員であります。
- 5 前事業年度に比べ従業員数が76名減少しておりますが、その主な理由は、電子材料スライス周辺事業における沖縄工場の休止によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが、連結子会社である日本ノズル株式会社には、1969年12月に結成された労働組合があり、JAM山陽労働組合連合に加盟しております。2019年3月31日現在の組合員数は17名であります。

なお、当社グループの労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、以下の経営理念のもと、長年培ってきた開発力・技術力を基盤として、優れた品質の製品を安定供給することにより、顧客満足度の向上を図るとともに、取引先・協力会社・地域社会・投資家の皆様方と従業員からの信頼と期待に応えられる企業を目指しております。

〔経営理念〕

努力、活力、創造力

全員営業、全員製造、全員参加の経営をもって、ものづくりのエキスパート集団となり、

夢ある未来を共に育てる。

お客様、協力会社との共栄のために

従業員とその家族の幸せのために

社会と地球環境への貢献のために

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、当期末において債務超過となっていることから、当面の目標として債務超過の早期の解消を目指してまいります。債務超過の解消に向け、極細線ダイヤモンドワイヤに限定して生産することによる収益の確保を目指すとともに、当社のダイヤモンドワイヤ生産技術の優位性を活かした収益構築スキームの確立を目指してまいります。また、新株予約権の発行や金融機関に対して約定返済の猶予の申し入れなどを行っておりますが、引き続き財務基盤の安定化に向け各種施策を検討してまいります。

(3) 中長期的な経営戦略等

当社グループの主力事業である電子材料スライス周辺事業においては、厳しい事業環境が継続しておりますが、45 μ mや40 μ mなどの更なる極細線ダイヤモンドワイヤの開発を行うとともに、当社のダイヤモンドワイヤの生産技術を活かした新たな収益構築スキームによる収益の確保を目指してまいります。

また、特殊精密機器事業及び化学繊維用紡糸ノズル事業においては、安定的な市場環境のもと、それぞれの分野で保有する高い精密加工技術をベースに、グローバルマーケットでの拡販や収益の拡大を図ってまいります。

新規事業として現在取り組んでいる、フロー合成技術による創薬分野での受託合成及び多機能物質であるナノサイズゼオライトにおいては、早期事業化に向けた取り組みを強化し、販売実績の積上げに尽力してまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社グループは、電子材料スライス周辺事業において、中国における太陽光発電に関する補助金の打ち切り施策等の影響による市場の混乱や、主力製品であるダイヤモンドワイヤの市場価格の大幅な下落等、太陽光関連の市場環境が大きく変化した影響を受け、第2四半期連結累計期間において債務超過となり、当連結会計年度においても、1,329百万円の債務超過となっております。さらに、当社グループの有利子負債は7,707百万円と手元流動性に比し高水準にあることに加え、シンジケートローン契約において財務維持要件に抵触しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していません。

当社グループは、当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めることが最優先課題と認識しており、当該状況の解消に向け、以下の施策を実施してまいります。

電子材料スライス周辺事業においては、ダイヤモンドワイヤの製造工場である沖縄工場と和泉第2工場を閉鎖し、固定費の削減、資金流出の抑制を強力に推進してまいります。また、工場閉鎖に伴うダイヤモンドワイヤの生産設備については、本有価証券報告書提出日現在において、中国ダイヤモンドワイヤメーカーと譲渡に関する基本合意書を締結しております。今後は、当社ダイヤモンドワイヤ生産技術の優位性を活かした新たな収益構築スキームを確立できるよう、正式契約に向けて取り組んでまいります。

財務基盤の安定化に向け、行使価額修正条項付新株予約権による資金調達を実施するとともに、本有価証券報告書提出日現在において、各取引金融機関に対し借入金の元本返済について、2020年3月末までの猶予に

同意いただいております。また、メインバンクを中心に各金融機関と緊密な関係を維持してまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、当社グループはこれらのリスクの存在を認識した上で、当該リスクの発生を極力回避するための努力を継続してまいります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) ダイヤモンドワイヤの市場環境の変化に関するリスクについて

当社グループの主力製品であるダイヤモンドワイヤの販売先となる太陽電池用ウエハ市場は、中国に集中していることから、当社ダイヤモンドワイヤの販売先も主に中国企業となります。世界的な太陽電池の設置量増加によりダイヤモンドワイヤ市場は拡大しておりますが、2018年は中国政府による太陽光発電に関する補助金の打ち切り施策等の影響によりダイヤモンドワイヤの市場価格が約7割下落するなど、大きな影響を受ける結果となりました。

ダイヤモンドワイヤは、今後も販売先が中国に対する依存度が高い状況が継続する見通しであることから、中国政府による施策、中国の経済情勢や地政学リスクの悪化により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 製品の品質維持のリスクについて

当社グループは、ISO9001の品質保証規格の認証を受けており、厳しい品質管理体制のもとに生産活動を行っておりますが、製品の開発・製造における不具合等の品質上の全てのリスクを完全に排除することは非常に困難であります。今後、これらの製品に予期しない重大な欠陥が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保等について

当社グループは、顧客の要求に対応した付加価値の高い製品を提供し顧客満足度をより一層高めていくためには、優秀な人材の確保・育成が重要課題として捉えておりますが、今後の事業展開に必要な人材を確保できない場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報セキュリティ・知的財産について

当社グループは、事業活動において顧客情報・個人情報等を入手することがあり、また、営業上・技術上の機密情報を保有しております。当社グループは、これらの情報の機密保持に細心の注意を払っており、サイバー攻撃等による不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩及び滅失等を防ぐため、管理体制を強化するとともに、合理的な技術的対策を実施するなど、適切な安全措置を講じております。

しかし、顧客情報・個人情報等の漏洩・滅失等の事故が起きた場合、損害賠償責任を負うことや、当社グループの評判・信用に悪影響を与えるなどのリスクがあります。また、営業上・技術上の機密情報が漏洩した場合もしくは第三者に不正利用された場合、知的財産権を侵害された場合、当社グループが第三者より知的財産権の侵害を追及された場合には、当社グループの業績及び財政状態に不利益な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 原材料や部品の調達に伴うリスクについて

当社グループは、製品の製造及び加工に使用する原材料や部品等を当社グループ外の複数の供給元から調達しておりますが、市況の変化による価格の高騰や品不足、供給元の操業停止や供給能力の低下、倒産、自然災害等の発生により、原材料や部品の調達に支障をきたす場合があります。

その場合、製造コストの上昇や工場の稼働停止等が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 為替相場の変動について

当社グループは、連結売上高に占める海外売上高比率が高く、中国元、米ドル等の外貨建て決済額の割合が高くなっていることから、為替相場の変動が当社グループの競争力に影響を与える可能性があります。また、為替相場の変動による海外競合企業のコスト競争力の変化により、当社グループの競争力に影響が生じる可能性もあります。

当社グループでは、為替予約等による為替リスクヘッジを行っておりますが、予期せぬ為替変動が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 環境法規制について

当社グループは、環境問題に関して、ISO14001の規格にしたがい、水質、騒音、振動、土壌汚染などの環境法令遵守に努めております。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、マニフェスト管理の徹底を図っております。

しかしながら、天災、人為的なミス等により環境汚染等が発生した場合や、関係法令の改正等により新たな設備投資等の必要性が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、当連結会計年度において営業損失4,193百万円、経常損失4,263百万円、親会社株主に帰属する当期純損失9,721百万円を計上した結果、1,329百万円の債務超過となっております。さらに当社グループの有利子負債は7,707百万円と手元流動性に対し高水準になっていることに加え、シンジケートローン契約において財務維持要件に抵触しております。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義が生じさせるような事象または状況が存在しておりますが、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 継続企業の前提に関する重要事象等についての分析、検討内容及び当該重要事象等を解消、改善するための対応策」に記載のとおり、当該状況の改善に全社一丸となって取り組んでまいります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

また、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この作成においては、経営者による会計方針の選択、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える会計上の見積りを合理的に行わなければなりません。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績や状況、真实性、継続性等を勘案し、合理的な基準に基づいた判断を行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、将来生じる実際の結果が見積りと大きく異なる可能性があります。

(2) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、人手不足を背景とした雇用及び所得情勢の改善や、省力化を目的とした設備投資が増加基調で推移したこと等により緩やかな成長の動きが見られました。一方では、米中貿易摩擦の激化及び中国経済の成長鈍化により世界経済の減速懸念が強まる中、国内外の景気先行きに対する不透明感は高まっております。

このような状況下、当社グループは、主力事業である電子材料スライス周辺事業において、中国政府による太陽光発電に関する補助金の打ち切りの影響により太陽光市場全体が一時的に縮小し、ダイヤモンドワイヤの出荷量が大きく減少したことに加え、市況の悪化に伴い、当連結会計年度においてダイヤモンドワイヤの販売価格が約7割下落した影響等により、売上高が前連結会計年度を大きく下回る結果となりました。

また、損益面においても、減収による影響に加え、ダイヤモンドワイヤの製品在庫及び原材料等の評価減の実施ならびに固定資産に係る減損損失の計上により、多額の損失を計上することとなりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は4,809百万円（前年同期比60.4%減）、営業損失は4,193百万円（前年同期は1,570百万円の営業利益）、経常損失は4,263百万円（前年同期は1,365百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は9,721百万円（前年同期は1,381百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

電子材料スライス周辺事業

前述のとおり電子材料スライス周辺事業においては、ダイヤモンドワイヤの販売価格の大幅な下落の影響を受け、非常に厳しい事業環境となっております。

これらの結果、売上高は2,193百万円（前年同期比78.0%減）、セグメント損失は4,327百万円（前年同期は1,439百万円のセグメント利益）となりました。

特殊精密機器事業

特殊精密機器事業においては、産業機械向け実装機用ノズル、工作機械向け耐摩工具とも好調に推移し、また、新規顧客開拓にも努めてまいりました。

これらの結果、売上高は897百万円（前年同期比6.6%増）と増収になりましたが、配賦基準を売上高基準としていることによる本社経費負担増により、セグメント利益は122百万円（前年同期比39.2%減）となりました。

化学繊維用紡糸ノズル事業

化学繊維用紡糸ノズル事業においては、化学繊維用紡糸ノズルに加え、不織布用紡糸ノズルの受注も堅調に推移し、第1四半期連結会計期間において大型装置案件の納品が完了したこと等により、売上高、利益ともに前年同期を大きく上回りました。

これらの結果、売上高は1,711百万円（前年同期比29.2%増）、セグメント利益は393百万円（前年同期比98.1%増）となりました。

(生産、受注及び販売の状況)

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
電子材料スライス周辺事業	5,176,140	81.8
特殊精密機器事業	551,386	108.7
化学繊維用紡糸ノズル事業	903,735	94.5
合計	6,631,262	85.1

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。
2 金額は、製造原価によっております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4 上記の生産高合計額は各セグメントの第49期連結会計年度における当期製品製造原価の合計額であり、製品たな卸高の増減が反映されておきませんので、連結損益計算書の売上原価とは一致しておりません。

受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
電子材料スライス周辺事業	1,897,525	18.7	4,899	1.6
特殊精密機器事業	912,917	107.7	112,659	115.8
化学繊維用紡糸ノズル事業	1,606,113	99.5	717,916	87.2
合計	4,416,556	35.0	835,476	68.4

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 電子材料スライス周辺事業の主力製品であるダイヤモンドワイヤが、中国における太陽光発電に関する補助金の打ち切り施策等による市場価格下落等の影響を受け、前年に比べ受注高及び受注残高が大幅に減少しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
電子材料スライス周辺事業	2,193,605	22.0
特殊精密機器事業	897,538	106.6
化学繊維用紡糸ノズル事業	1,711,096	129.2
合計	4,802,240	39.6

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第48期連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第49期連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
GCLグループ	5,574,383	45.9	741,956	15.4

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4 GCLグループはFuning GCL Photovoltaic Technology Co., Ltd. (中国)が主な販売先であります。
5 電子材料スライス周辺事業の主力製品であるダイヤモンドワイヤが、中国における太陽光発電に関する補助金の打ち切り施策等による市場価格下落等の影響を受け、前年に比べ販売高が大幅に減少しております。

(3) 財政状態

総資産は前連結会計年度末に比べ9,547百万円減少し7,910百万円となりました。これは、現金及び預金の減少1,636百万円、受取手形及び売掛金の減少706百万円、原材料及び貯蔵品の減少836百万円、減損損失の計上による有形固定資産の減少5,054百万円等によるものです。

負債は前連結会計年度末に比べ335百万円減少し9,240百万円となりました。これは、支払手形及び買掛金の減少588百万円、短期借入金の増加1,299百万円、リース債務の減少470百万円、未払法人税等の減少81百万円等によるものです。

純資産は前連結会計年度末に比べ9,212百万円減少し1,329百万円の債務超過となりました。これは、資本金の増加252百万円、資本剰余金の増加252百万円、利益剰余金の減少9,721百万円等によるものです。

この結果、自己資本比率は 17.2% (前連結会計年度末は45.1%) となりました。

上記のとおり、当社グループの主力製品であるダイヤモンドワイヤの大幅な販売価格の下落に伴い、固定資産の減損及びたな卸資産の評価減等の手続を実施した結果、当連結会計年度末において1,329百万円の債務超過となりました。

当社は、今後速やかに債務超過の状態を解消すべく、中国ダイヤモンドワイヤメーカーとの協業等の検討に入っており、減損済み設備の売却等による資本回復を目指してまいります。また、2019年1月に発行した第6回新株予約権についても、2019年5月末現在で4割強の権利行使がなされており、今後も行使が進めば財務状況の改善に寄与するものと考えております。

セグメントごとの資産は次のとおりであります。

電子材料スライス周辺事業

電子材料スライス周辺事業におけるセグメント資産は2,283百万円となり、前連結会計年度末から6,867百万円減少しております。

これは、ダイヤモンドワイヤの販売の不振に起因した、たな卸資産の評価減の実施と固定資産に係る減損損失計上が主な要因となります。

特殊精密機器事業

特殊精密機器事業におけるセグメント資産は734百万円となり、前連結会計年度末から135百万円減少しております。

これは、当社の主力事業である電子材料スライス周辺事業における経営環境の著しい悪化に伴う固定資産に係る減損損失計上によるものです。

化学繊維用紡糸ノズル事業

化学繊維用紡糸ノズル事業におけるセグメント資産は2,365百万円となり、前連結会計年度末から33百万円減少しております。

これは、第1四半期連結会計期間における大型装置販売に伴うたな卸資産の減少によるものです。

(4) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べ1,650百万円減少し、2,277百万円となりました。

当連結会計年度における連結キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によって支出された資金は、2,206百万円(前年同期は2,598百万円の増加)となりました。

これは、税金等調整前当期純損失9,437百万円、仕入債務の減少額550百万円及び前受金の減少額316百万円等の減少要因が、増加要因である減損損失5,176百万円、減価償却費748百万円、売上債権の減少額634百万円及びたな卸資産の減少額1,528百万円等を上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によって支出された資金は、692百万円(前年同期比61.4%減)となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出781百万円、投資有価証券の取得による支出200百万円等による減少要因が、投資有価証券の売却による収入304百万円等の増加要因を上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によって得られた資金は、1,270百万円(前年同期比36.8%減)となりました。

これは、短期借入金の純増額1,299百万円、株式発行による収入503百万円等の増加要因が、リース債務の返済による支出506百万円等による減少要因を上回ったことによるものであります。

資本の財源及び資金の流動性については、当連結会計年度末において多額の債務超過状態にあることから、工場閉鎖等による固定費ならびに仕入額削減を進めるとともに、取引金融機関から2020年3月までの約定返済猶予に係る同意を取り付ける等の資金流出抑制を図っております。

また合わせて、新株予約権の発行による資本回復、新規投資の大幅削減及び既存設備の売却を進めることで運転資本の確保を図ってまいります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等についての分析、検討内容及び当該重要事象等を解消、改善するための対応策

当社グループは、太陽光向けシリコンウエハ製造に使用されるダイヤモンドワイヤを販売する電子材料スライス周辺事業において、中国における太陽光発電に関する補助金の打ち切り施策等の影響による市場の混乱や、ダイヤモンドワイヤの市場価格が約7割下落するなど、太陽光関連の市場環境が大きく変化した影響を受け、第2四半期累計期間において債務超過となりました。当連結会計年度においても、営業損失4,193百万円、経常損失4,263百万円、親会社株主に帰属する当期純損失9,721百万円を計上しており、1,329百万円の債務超過となっております。さらに、当社グループの有利子負債は7,707百万円と手元流動性に比し高水準にあることに加え、シンジケートローン契約において財務維持要件に抵触しております。なお、財務維持要件の内容は「注記事項 連結貸借対照表関係 5 財務維持要件」に記載しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していません。

当社は、以下の施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

1．電子材料スライス周辺事業について

電子材料スライス周辺事業においては、直近のダイヤモンドワイヤの価格下落を受け、生産体制縮小による固定費削減、資金流出抑制を図ることを目的に、2019年5月15日開催の取締役会において、ダイヤモンドワイヤの生産工場であった沖縄工場と和泉第2工場を閉鎖することを決議いたしました。

当社は、技術優位性を有する55μm以下の極細線ダイヤモンドワイヤの販売に注力し、経営資源を主力工場である和泉工場(D-Next)に集約させることで生産体制の最適化を図るとともに、経費管理を徹底することで固定費の削減にも努めてまいります。

このように、ダイヤモンドワイヤ販売に係る事業環境は厳しい状況下にあります。当社の極細線ダイヤモンドワイヤ生産技術は、競合先の中国メーカーに対し優位性が認められることから、工場閉鎖に伴うダイヤモンドワイヤ生産設備の売却を検討しておりましたが、2019年6月21日付で中国ダイヤモンドワイヤメーカーと同生産設備の売却に関する基本合意書を締結いたしました。

今後は、当社の極細線ダイヤモンドワイヤ生産技術を活かした新たな収益構築スキームを確立できるよう、正式な契約締結に向け協議を行ってまいります。

2．財務基盤の安定化

債務超過の解消ならびに継続的な事業運営と安定した収益基盤の整備に必要な資金を調達するため、当社は2018年12月27日の取締役会において、2019年1月15日を割当日とする第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行を決議し、現在、新株予約権の行使による資金調達が開始されております。

また、当社は、取引金融機関に対し、借入金の元本返済の猶予に関する申し入れを行い、本有価証券報告書提出日現在において、各金融機関の同意を取り付けております。この同意に基づき、個別相対の借入契約については条件変更契約を締結済みであり、シンジケートローン契約についても同様に条件変更契約を締結済みであります。当社としては、メインバンクを中心に各金融機関と緊密な関係を維持できていることから、継続的な支援が得られるものと考えております。

当社は引き続き、財務基盤の強化・安定を図るための諸施策を検討してまいります。

しかしながら、上記対応策については進捗の途上にあり、今後の事業の進捗状況などによっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があり、また、新株予約権の行使についても現時点で確約されているものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループにとって研究開発活動は成長戦略の要であり、現在保有する中核技術を堅持しながら将来を見据えた経営の視点から研究開発活動に常に取り組みでおります。このため研究開発部門は、経営方針や事業戦略を踏まえ、最新の技術動向を見極めながら、研究開発テーマの選定、研究開発スケジュールの設定、当社グループ内外との連携方法などについて検討しております。当社グループの経営陣は、定期的開催される研究部門の会議や経営会議において研究開発活動の進捗報告を受け、必要に応じて軌道修正等を指示することにより適正な研究開発活動が行われる体制を構築しております。

また、当社グループの研究開発活動の特徴として、産学官連携の積極的な活用を挙げることができます。大学研究室や国の研究機関との共同研究活動を通して新規分野における事業シーズの可能性を模索するとともに、設備装置メーカーや素材メーカーなどとも連携しながら当社独自の技術を獲得することを目標として、精力的に研究開発活動に取り組んでおります。

当連結会計年度において当社グループが支出した研究開発費の総額は425百万円であります。

セグメント別の研究開発活動は、次のとおりであります。

(1) 電子材料スライス周辺事業

電子材料スライス周辺事業では、ダイヤモンドワイヤの更なる競争力の向上のための具体的な研究テーマとして、60 μ m以下への極細線化、ダイヤモンド砥粒の微粒化、長寿命化、ダイヤモンド固定材料・固定方法の改良によるダイヤモンド砥粒の保持力に係るコントロール性の向上、生産性能の向上や省力生産等の研究開発に取り組んでおります。当連結会計年度における研究開発費の金額は217百万円であります。

(2) 特殊精密機器事業

該当事項はありません。

(3) 化学繊維用紡糸ノズル事業

化学繊維用紡糸ノズル事業では、高い成長が見込まれる不織布製造分野において、ノズル部品単品の加工にとどまらず、多様な不織布生産に対応可能な製造装置全体の研究開発を行っております。また、小径穴加工技術の高度化や生産性向上に向けた機械設備の導入にも取り組んでおります。当連結会計年度における研究開発費の金額は25百万円であります。

(4) その他

当社グループは、新製品に関する開発体制の強化並びに早期事業化を目的として、下記の研究開発活動を行っております。

当社は、自社の微細高精度流路加工技術をベースに開発した最適反応条件自動検索型フロー合成装置を既に販売しておりますが、2016年より国立研究開発法人産業技術総合研究所と共同研究を行い、原材料の抽出から合成、精製までを一気通貫で行える独自のフロー合成システムの開発に取り組んでおります。製薬会社や研究機関などでは、創薬プロセスにおける基礎研究の多くを海外へ委託しており、時間とコストがかかり、知的財産の流出なども懸念されております。当社のフロー合成システムを利用することにより、創薬プロセスにおける基礎研究の期間短縮や低コスト化が実現できるだけでなく、基礎研究の国内回帰が実現可能となるため期待されており、早期の事業化に向けて取り組んでおります。

東京大学と共同で開発しているナノゼオライト粉末については、「ゼオライトナノ粒子の製造方法と粒径制御技術」が国立研究開発法人科学技術振興機構の研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)ステージに採用されております。ナノゼオライト粉末は、フィルムメーカーをはじめ、石油精製や排ガス触媒などの化学分野、各種脱水剤や抗菌剤などの生活分野等、様々な市場ニーズに応えられる素材として期待されており、製品化・事業化に向けて取り組んでおります。

当連結会計年度における上記 及び の研究開発費の金額は182百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、生産設備の増強ならびに改良などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額（有形固定資産及び無形固定資産）は、759百万円であり、セグメントごとの設備投資の内容は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(1) 電子材料スライス周辺事業

当連結会計年度の設備投資は、ダイヤモンドワイヤ増産に対応するための付随設備及び製造装置の増設等を中心とする総額621百万円の投資を実施しました。

(2) 特殊精密機器事業

当連結会計年度の設備投資は、平面研削盤のオーバーホール等を中心とする総額19百万円の投資を実施しました。

(3) 化学繊維用紡糸ノズル事業

当連結会計年度の設備投資は、切削加工機等を中心とする総額66百万円の投資を実施しました。

(4) その他

当連結会計年度の設備投資は、新規事業開発の事業化に向けた設備の増設等を中心とする総額47百万円の投資を実施しました。

当連結会計年度において、減損損失5,176百万円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(連結損益計算書関係) 9」に記載のとおりであります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
本社 (堺市西区)	特殊精密機 器事業、そ の他及び全 社共通	本 社 機 能、製造 設備及び 研究開発 設備	202,809	0	137,740 (1,486.50)	0	0	340,549	55〔6〕
和泉工場 D - N e x t 和泉第2工場 (大阪府和泉市)	電子材料ス ライス周辺 事業	製造設備	788,162	0	557,147 (11,094.31)	0	0	1,345,311	156〔6〕
沖縄工場 (沖縄県うるま市)	電子材料ス ライス周辺 事業	製造設備	0	0	-	0	0	0	-〔-〕
フロー合成研究所 (大阪府吹田市)	その他	研究開発 設備	0	0	-	0	0	0	8〔-〕

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 帳簿価額は減損損失計上後の金額で記載しております。
3 帳簿価額の「その他」は、工具、器具及び備品及びソフトウェア等の無形固定資産であり、建設仮勘定の金額を含んでおります。
4 従業員数は就業人員であり、従業員数欄は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を〔 〕内に外数で記載しております。
5 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)	契約残高 (千円)
本社 (堺市西区)	特殊精密機器事業及 び全社共通	本社及び駐車場用 土地	12,751	51,840
和泉工場D - N e x t 和泉第2工場 (大阪府和泉市)	電子材料スライス周 辺事業	和泉第2工場 土地・建物及び 駐車場用土地	46,776	-
沖縄工場 (沖縄県うるま市)	電子材料スライス周 辺事業	沖縄工場建物	25,555	-
フロー合成研究所 (大阪府吹田市)	その他	フロー合成研究所 建物	12,600	-

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメン トの名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
日本 ノズル 株式会社	本社 (神戸市西区)	化学繊維 用紡糸ノ ズル事業	製造設備	107,694	224,445	481,992 (8,063.31)	34,804	36,309	885,247	68〔14〕

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 帳簿価額の「その他」は、工具、器具及び備品、及びソフトウェア等の無形固定資産であり、建設仮勘定の金額を含んでおります。
3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
4 従業員数は就業人員であり、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を〔 〕内に外数で記載しております。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,000,000
計	13,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,700,900	6,500,900	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は 100株であります。
計	5,700,900	6,500,900	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2011年1月19日	2017年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名(注)1 子会社取締役 2名	当社取締役 5名(注)2 当社従業員 48名 子会社取締役 2名 子会社従業員 10名
新株予約権の数(個)	7(注)3	251 [249](注)4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	7,000 (注)3、7	25,100 [24,900] (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)5	1,500(注)6	1,995
新株予約権の行使期間	2013年6月17日から 2021年6月16日まで	2019年6月17日から 2027年6月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750	発行価格 2,843 資本組入額 1,422
新株予約権の行使の条件	(注)7	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当事業年度末現在、取締役の退任等により、「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社相談役1名、当社従業員1名となっております。
- 2 当事業年度末現在、取締役の退任等により、「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社従業員38名、子会社取締役2名、子会社従業員9名となっております。
- 3 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 4 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。
当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 5 新株予約権の行使時の払込金額
当会社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))及び商法等の一部を改正する法律(2001年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

6 2011年11月25日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式及び払込金額を記載しております。

7 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

8 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件は、上記（注）7に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

- a. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- b. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

2018年12月27日取締役会決議（第6回乃至第8回新株予約権（行使価額修正条項付））

決議年月日	2018年12月27日
新株予約権の数(個)	4,320,000 [3,690,000] 第6回新株予約権：2,320,000 [1,520,000] 第7回新株予約権：1,000,000 第8回新株予約権：1,000,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,320,000 [3,690,000] (注) 1 第6回新株予約権：2,320,000 [1,520,000] 第7回新株予約権：1,000,000 第8回新株予約権：1,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 3
新株予約権の行使期間	(注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 2、3、5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2 新株予約権1個当たりの発行価額

第6回新株予約権：2.20円

第7回新株予約権：2.02円

第8回新株予約権：1.94円

3 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、694円とする（以下、「当初行使価額」という。）。

(3) 行使価額の修正

行使価額は、2019年1月16日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本号に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額（ただし、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。

また、いずれかの価格算定期間内に本項第(4)号の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

(4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、本号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{普通株式数}}$$

$$\frac{\text{調整後 行使価額}}{\text{調整前 行使価額}} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a 本号 - b に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- c 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 - b に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)または本号 - b に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- d 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号 - b に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- e 本号 - a ないし - c の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 - a ないし - c の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

- a 1円未満の端数を切り上げる。
- b 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本号 - e の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- c 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない

場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本号 - b の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本号 の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- a 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号 の規定にかかわらず、本号 に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第2項(3)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

第2項(3)号及び本号に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本号 - b に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4 新株予約権の行使期間

- (1) 本新株予約権の行使期間2019年1月16日(当日を含む。)から2022年1月14日(当日を含む。)までとする。
- (2) 市場混乱事由

当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。

当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合

取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)

当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずないものとする。)

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、第1項に記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6 当該新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 割当株式数は1株で確定しており、株価の上昇または下落により行使価額が修正されても変化しない。なお、株価の上昇または下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加または減少する。
- (2) 新株予約権の行使価額の修正の基準
行使価額は、2019年1月16日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第4項(2)号に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。
- (3) 行使価額の修正頻度
行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。
- (4) 本新株予約権の行使価額の下限等
第6回新株予約権の「下限行使価額」は、当初386円とする。下限行使価額は第3項(4)号の規定を準用して調整される。なお、第7回及び第8回新株予約権については、下限行使価額の定めはない。
- (5) 割当株式数の上限
第6回新株予約権は3,000,000株、第7回及び第8回は、各1,000,000株。
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限
第6回新株予約権 1,164,600,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
第7回新株予約権 388,020,000円(本項(4)号に記載のとおり下限行使価額は設けていないが、行使価額のフロア価額(第7項(9)号に定義)にて第7回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額を記載している。ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある)

る。)

第8回新株予約権 387,940,000円(本項(4)号に記載のとおり下限行使価額は設けていないが、行使価額のフロア価額にて第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額を記載している。ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

- (7) 第6回新株予約権には、当社取締役会の決議等により第6回新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていない。第7回及び第8回新株予約権には、当社の決定により当該新株予約権の全部または一部の取得を可能とする条項が設けられている。

7 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

当社と割当先は、以下の内容を含む契約を締結している。

- (1) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を行わないこと。
- (2) 割当先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (3) 割当先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束すること。
- (4) 第6回新株予約権行使コミット条項

割当先は、第6回新株予約権前半行使期間(以下に定義する。)内に、1,200,000個以上の第6回新株予約権を行使すること(以下、「第6回新株予約権前半行使コミット」)を約する。

「第6回新株予約権前半行使期間」とは、当初、本払込期日の翌取引日(当日を含む。)から起算して、92価格算定日目の日(当日を含む。)までの期間(なお、本契約締結日時点では、市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、2019年1月16日(当日を含む。)から2019年6月4日(当日を含む。)までの期間)をいうが、上記期間内の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が、当該取引日において適用のある第6回新株予約権の下限行使価額の110%以下となった場合(以下、「第6回新株予約権コミット期間延長事由」という。)には、第6回新株予約権コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第6回新株予約権前半行使期間は5価格算定日ずつ延長される(ただし、かかる延長は合計10価格算定日を上限とする。なお、かかる延長は、各価格算定期間中において生じた第6回新株予約権コミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数の第6回新株予約権コミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該第6回新株予約権コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとする。)

なお、第6回新株予約権前半行使期間中に上記の延長が2回を超えて発生した場合には、割当先の第6回新株予約権前半行使コミットに係る義務は消滅する。ただし、割当先は、第6回新株予約権前半行使コミットに係る義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の第6回新株予約権を行使することができる。

割当先は、第6回新株予約権全部行使期間(以下に定義する。)内に、割当先が保有する第6回新株予約権3,000,000個を全て行使すること(以下、「第6回新株予約権全部行使コミット」という。)を約する。

「第6回新株予約権全部行使期間」とは、当初、本払込期日の翌取引日(当日を含む。)から、その182価格算定日目の日(当日を含む。)までの期間(なお、本契約締結日時点では、市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、2019年1月16日(当日を含む。)から2019年10月15日(当日を含む。)までの期間)をいうが、上記期間内の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、第6回新株予約権コミット期間延長事由が発生した場合には、第6回新株予約権コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第6回新株予約権全部行使期間は5価格算定日ずつ延長される(ただし、かかる延長は合計20価格算定日を上限とする。なお、かかる延長は、各価格算定期間中において生じた第6回新株予約権コミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数の第6回新株予約権コミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該第6回新株予約権コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとする。)

なお、第6回新株予約権全部行使期間中に上記の延長が4回を超えて発生した場合には、割当先の第6回新株予約権全部行使コミットに係る義務は消滅する。ただし、割当先は、第6回新株予約権全部行使コミットに係る義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の第6回新株予約権を行使することができる。

(5) 第7回新株予約権行使コミット条項

割当先は、第7回新株予約権前半行使期間(以下に定義する。)内に、400,000個以上の第7回新株予約権を行使すること(以下、「第7回新株予約権前半行使コミット」という。)を約する。ただし、第7回新株予約権前半行使期間の直前取引日を最終日とする1か月及び3か月のそれぞれの期間における取引所における当社普通株式の出来高平均が150,000株を超えていることを第7回新株予約権前半行使コミットの条件とし、当該条件を充足しない場合には、別途、当社と割当先との間で合意するところに従い、第7回新株予約権全部行使期間を修正する。

「第7回新株予約権前半行使期間」とは、当初、本払込期日の1年後の応当日の翌取引日(当日を含む。)から、その32価格算定日目の日(当日を含む。)までの期間(なお、本契約締結日時点では、市場混乱事由が発生せず、また本項第(8)号に定める行使前倒し指示がないと仮定した場合、2020年1月16日(当日を含む。)から2020年3月3日(当日を含む。)までの期間)をいうが、上記期間内の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が、当該取引日において適用のある第7回フロア価額(本項第(9)号において定義する。)の110%以下となった場合(以下、「第7回新株予約権コ

ミット期間延長事由」という。)には、第7回新株予約権コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第7回新株予約権前半行使期間は5価格算定日ずつ延長される(ただし、かかる延長は合計10価格算定日を上限とする。なお、かかる延長は、各価格算定期間中において生じた第7回新株予約権コミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数の第7回新株予約権コミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該第7回新株予約権コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとする。)

なお、第7回新株予約権前半行使期間中に上記の延長が2回を超えて発生した場合には、割当先の第7回新株予約権前半行使コミットに係る義務は消滅する。ただし、割当先は、第7回新株予約権前半行使コミットに係る義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の第7回新株予約権を行使することができる。

割当先は、第7回新株予約権全部行使期間(以下に定義する。)内に、割当先が保有する第7回新株予約権1,000,000個を全て行使すること(以下、「第7回新株予約権全部行使コミット」という。)を約する。ただし、第7回新株予約権全部行使期間の直前取引日を最終日とする1か月及び3か月のそれぞれの期間における取引所における当社普通株式の出来高平均が150,000株を超えていることを第7回新株予約権全部行使コミットの条件とし、当該条件を充足しない場合には、別途、当社と割当先との間で合意するところに従い、第7回新株予約権全部行使期間を修正する。

「第7回新株予約権全部行使期間」とは、当初、本払込期日の1年後の応当日の翌取引日(当日を含む。)から、その62価格算定日目の日(当日を含む。)までの期間(なお、本契約締結日時点では、市場混乱事由が発生せず、また本項第(8)号に定める行使前倒し指示がないと仮定した場合、2020年1月16日(当日を含む。)から2020年4月15日(当日を含む。)までの期間)をいうが、上記期間内の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、第7回新株予約権コミット期間延長事由が発生した場合には、第7回新株予約権コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第7回新株予約権全部行使期間は5価格算定日ずつ延長される(ただし、かかる延長は合計20価格算定日を上限とする。なお、かかる延長は、各価格算定期間中において生じた第7回新株予約権コミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数の第7回新株予約権コミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該第7回新株予約権コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとする。)

なお、第7回新株予約権全部行使期間中に上記の延長が4回を超えて発生した場合には、割当先の第7回新株予約権全部行使コミットに係る義務は消滅する。ただし、割当先は、第7回新株予約権全部行使コミットに係る義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の第7回新株予約権を行使することができる。

(6) 第8回新株予約権

割当先は、第8回新株予約権前半行使期間(以下に定義する。)内に、400,000個以上の第8回新株予約権を行使すること(以下、「第8回新株予約権前半行使コミット」という。)を約する。ただし、第8回新株予約権前半行使期間の直前取引日を最終日とする1か月及び3か月のそれぞれの期間における取引所における当社普通株式の出来高平均が150,000株を超えていることを第8回新株予約権前半行使コミットの条件とし、当該条件を充足しない場合には、別途、当社と割当先との間で合意するところに従い、第8回新株予約権前半行使期間を修正する。

「第8回新株予約権前半行使期間」とは、当初、本払込期日の2年後の応当日の翌取引日(当日を含む。)から、その32価格算定日目の日(当日を含む。)までの期間(なお、本契約締結日時点では、市場混乱事由が発生せず、また本項第(8)号に定める行使前倒し指示がないと仮定した場合、2021年1月18日(当日を含む。)から2021年3月4日(当日を含む。)までの期間)をいうが、上記期間内の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が、当該取引日において適用のある第8回フロア価額(本項第(9)号において定義する。)の110%以下となった場合(以下、「第8回新株予約権コミット期間延長事由」という。)には、第8回新株予約権コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第8回新株予約権前半行使期間は5価格算定日ずつ延長される(ただし、かかる延長は合計10価格算定日を上限とする。なお、かかる延長は、各価格算定期間中において生じた第8回新株予約権コミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数の第8回新株予約権コミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該第8回新株予約権コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとする。)

なお、第8回新株予約権前半行使期間中に上記の延長が2回を超えて発生した場合には、割当先の第8回新株予約権前半行使コミットに係る義務は消滅する。ただし、割当先は、第8回新株予約権前半行使コミットに係る義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の第8回新株予約権を行使することができる。

割当先は、第8回新株予約権全部行使期間(以下に定義する。)内に、割当先が保有する第8回新株予約権1,000,000個を全て行使すること(以下、「第8回新株予約権全部行使コミット」という。)を約する。ただし、第8回新株予約権全部行使期間の直前取引日を最終日とする1か月及び3か月のそれぞれの期間における取引所における当社普通株式の出来高平均が150,000株を超えていることを第8回新株予約権全部行使コミットの条件とし、当該条件を充足しない場合には、別途、当社と割当先との間で合意するところに従い、第8回新株予約権全部行使期間を修正する。

「第8回新株予約権全部行使期間」とは、当初、本払込期日の2年後の応当日の翌取引日(当日を含む。)から、その62価格算定日目の日(当日を含む。)までの期間(なお、本契約締結日時点では、市場混乱事由が発生せず、また本項第(8)号に定める行使前倒し指示がないと仮定した場合、2021年1月18日(当日を含む。)から2021年4月15日(当日を含む。)までの期間)をいうが、上記期間内の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、第8回新株予約権コミット期間延長事由が発生した場合には、第8回新株予約権コミット期間延長事由が1回発生する毎に、第8回新株予約権全部行使期間は5価格算定日ずつ延長される(ただし、かかる延長は合計20価格算定日を上限とする。なお、かかる延長は、各価格算定期間中において生じた第8回新株予約権コミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数の第8回新株予約権コミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該第8回新株予約権コミット期間延長

事由に伴う延長は1回のみとする。)。

なお、第8回新株予約権全部行使期間中に上記の延長が4回を超えて発生した場合には、割当先の第8回新株予約権全部行使コミットに係る義務は消滅する。ただし、割当先は、第8回新株予約権全部行使コミットに係る義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の第8回新株予約権を行使することができる。

- (7) 割当先は、第7回新株予約権については第7回新株予約権全部行使期間が開始するまで、第8回新株予約権については第8回新株予約権全部行使期間が開始するまで権利行使できないことを了承する。
 - (8) 当社は、第7回新株予約権及び第8回新株予約権それぞれについて、行使前倒し指示を行うことができる。第7回新株予約権について行使前倒し指示がなされた場合は、第7回新株予約権前半行使期間及び第7回新株予約権全部行使期間が、第8回新株予約権について行使前倒し指示が通知された場合は、第8回新株予約権前半行使期間及び第8回新株予約権全部行使期間が、行使前倒し指示がなされた日(以下、「行使前倒し指示日」という。)の翌取引日(当日含む。)に開始する。第7回新株予約権について行使前倒し指示が通知された場合、第7回新株予約権前半行使期間は、行使前倒し指示日の翌取引日(当日を含む。)から、その32価格算定日目の日(当日を含む。)までの期間とし、第7回新株予約権全部行使期間は、行使前倒し指示日の翌取引日(当日を含む。)から、その62価格算定日目の日(当日を含む。)までの期間とし、第8回新株予約権について行使前倒し指示が通知された場合、第8回新株予約権前半行使期間は、行使前倒し指示日の翌取引日(当日を含む。)から、その32価格算定日目の日(当日を含む。)までの期間とし、第8回新株予約権全部行使期間は、行使前倒し指示日の翌取引日(当日を含む。)から、その62価格算定日目の日(当日を含む。)までの期間とする。
 - (9) 割当先は、第7回新株予約権全部行使期間の初日(ただし、行使前倒し指示がされた場合、行使前倒し指示日の翌取引日とする。)の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%と386円のうちいずれか低い金額(「第7回フロア価額」という。)よりも低い行使価額で第7回新株予約権の行使をしないことを約し、第8回新株予約権全部行使期間の初日(ただし、行使前倒し指示がされた場合、行使前倒し指示日の翌取引日とする。)の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%と386円のうちいずれか低い金額(「第8回フロア価額」という。)よりも低い行使価額で第8回新株予約権の行使をしないことを約する。
- 8 当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容
本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を保有している限り、割当予定先は取引所市場外において当社の株券の買付けを行わない旨を定めております。
 - 9 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である井上誠氏は、その保有する当社普通株式について、割当先へ貸株を行いました。割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、貸主との貸株契約書において定めております。
 - 10 その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当事業年度において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されております。

	第4四半期会計期間 (2019年1月1日から 2019年3月31日まで)	第49期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	680,000	680,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	680,000	680,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	675	675
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	460,501	460,501
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		680,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		680,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		675
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		460,501

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年3月31日 (注) 1	-	3,293,000	-	1,301,875	1,261,875	-
2015年6月23日 (注) 2	600,000	3,893,000	469,200	1,771,075	469,200	469,200
2015年7月22日 (注) 3	292,900	4,185,900	229,047	2,000,122	229,047	698,247
2016年1月31日 (注) 4	10,000	4,195,900	5,000	2,005,122	5,000	703,247
2016年4月12日 (注) 5	400,000	4,595,900	889,770	2,894,892	889,770	1,593,017
2016年4月26日 (注) 6	60,000	4,655,900	133,465	3,028,358	133,465	1,726,483
2016年5月1日～ 2017年3月31日 (注) 4	23,000	4,678,900	9,250	3,037,608	9,250	1,735,733
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注) 7	311,000	4,989,900	738,300	3,775,908	738,300	2,474,033
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注) 8	711,000	5,700,900	252,250	4,028,158	252,250	2,726,283

(注) 1 資本準備金の減少は、2015年2月26日開催の臨時株主総会決議による、繰越利益剰余金の欠損填補を目的とした、その他資本剰余金への振り替えであります。

2 有償第三者割当（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 1,700円

割当価格 1,564円

資本組入額 782円

3 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格 1,700円

割当価格 1,564円

資本組入額 782円

割当先 野村證券株式会社

4 新株予約権（ストックオプション）の行使による増加であります。

5 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 4,720円

割当価格 4,448.85円

資本組入額 2,224.43円

6 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格 4,720円

割当価格 4,448.85円

資本組入額 2,224.43円

割当先 いちよし証券株式会社

7 第5回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使による増加と第3回新株予約権（ストックオプション）の権利行使による増加であります。

8 第2回及び第3回新株予約権（ストックオプション）の権利行使による増加ならびに第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使による増加であります。

9 当事業年度の末日後2019年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数、資本金及び資本準備金が、以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年4月1日～ 2019年5月31日	800,000	6,500,900	234,830	4,262,988	234,830	2,961,113

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式の数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	1	35	68	25	20	6,991	7,140	-
所有株式数 (単元)	-	310	2,426	7,792	3,710	95	42,646	56,979	3,000
所有株式数 の割合(%)	-	0.54	4.26	13.67	6.51	0.17	74.81	100.00	-

(注) 所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ナカムラコーポレーション	堺市南区御池台4-7-2	329,000	5.77
井上 誠	堺市南区	258,920	4.54
井上 阿佐美	堺市南区	165,780	2.91
井上 紘章	堺市南区	132,500	2.32
井上 絢哉	大阪府和泉市	127,500	2.24
株式会社ヤング住研	兵庫県加古川市米田町平津466-7	115,500	2.03
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A 1300000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6,ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGRBERG, LUXEMBOURG (港区港南2-15-1 品川インターシ ティA棟)	102,243	1.79
伊藤 勝之	兵庫県高砂市	91,000	1.60
株式会社ヤングアート	兵庫県高砂市米田町島2	90,000	1.58
株式会社ヤマダ	名古屋市名東区本郷1-152	86,100	1.51
計	-	1,498,543	26.29

(注) 1 2019年4月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、エボ ファンド (Evo Fund) が2019年3月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有 割合(%)
エボ ファンド (Evo Fund)	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービシズ(ケイマン)リミテッド方	4,344,900	43.36

(注) 上記保有株券等の数には、新株予約権証券の所有に伴う保有潜在株券等の数(4,320,000株)が含まれており、株券等保有割合は、その潜在株式の数を考慮したものとなっております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,697,900	56,979	権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 3,000	-	-
発行済株式総数	5,700,900	-	-
総株主の議決権	-	56,979	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、この配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当期につきましては、期中において巨額の特別損失を計上したことなどにより債務超過となっていることから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

基本的な考え方

当社は、「お客様」「取引先」「株主」「社員」「社会」という全てのステークホルダーから「価値ある企業」として支持され続けるために、企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、経営の透明性・公正性の確保、社会的な責任を果たしていくことが重要であると認識し、下記の項目を基本にコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

企業統治の体制及び当該体制の採用理由

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人設置会社であります。当社は、これらの法定の機関に加え、企業統治の強化及び意思決定の透明性と迅速化を図るために経営会議を設置するほか、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会を設置しております。

a. 会社の機関の基本説明

イ 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む9名で構成され、原則として毎月1回開催しているほか、迅速な意思決定を確保するため、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。

ロ 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成され、原則として毎月1回開催しております。監査役会においては、経営の妥当性、コンプライアンスなどに関して幅広く意見交換や検証を行い、適宜取締役会の意思決定に関して善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を監視、検証しております。

また、監査役は取締役会へ出席するほか、必要に応じて他の重要な社内会議へも出席し、その概要を監査役会で共有することで、全社の状況を把握しながら経営に対する監視機能を発揮できる体制になっております。

ハ 経営会議

経営会議は、常勤取締役及び執行役員で構成され、原則として毎月1回開催し、経営に関する重要事項を審議し、取締役会付議事項及び取締役会から委任を受けた事項などを審議決定しております。

また、常勤監査役も経営会議に出席し、業務執行状況を監視しております。

ニ 内部監査室

当社は、適切な業務の執行を検証するため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、当社グループの業務執行部門の監査を行い、その結果を常勤監査役同席の下、代表取締役社長に直接報告しております。

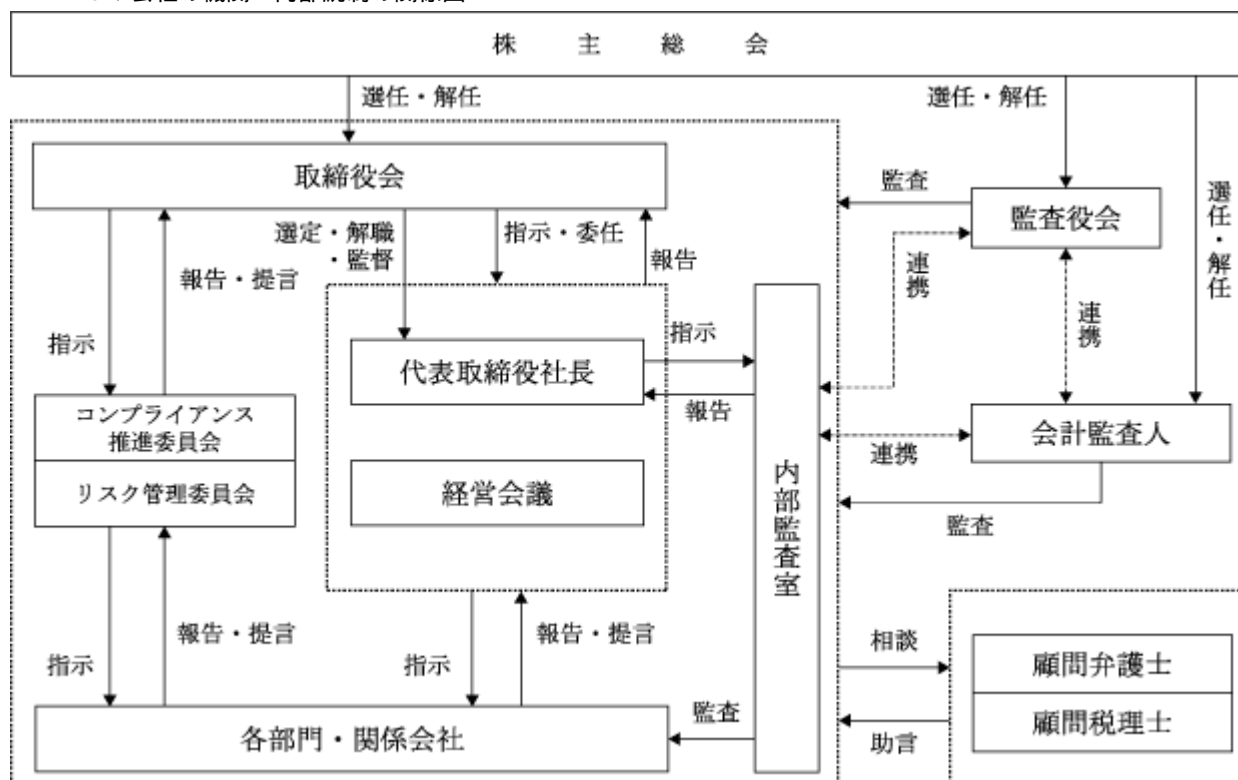
ホ コンプライアンス推進委員会

当社は、コンプライアンスの浸透と徹底を図ることを目的に、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役及び常勤監査役をメンバーとするコンプライアンス推進委員会を設置しております。コンプライアンス推進委員会は定期的開催し、コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス推進にあたっての具体的方針決定、発生した事案に対する対策等の審議を行っております。

ヘ リスク管理委員会

当社のリスク管理を効果的かつ効率的に実施するために、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役及び常勤監査役をメンバーとするリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会では、リスク管理に関する戦略的な計画策定及び意思決定、事故発生時の原因調査及び再発防止策の策定を行うほか、定期的なリスクの抽出、評価を実施しております。

b. 会社の機関・内部統制の関係図



c. 当該体制を採用する理由

当社は、独立性の確保された社外監査役3名（うち独立役員3名）からなる監査役会制度を採用しております。これにより取締役の業務執行の適法性に関する監督を行い、経営の健全性と透明性の維持・向上を図ることにより、適切なコーポレート・ガバナンスを構築できるものと考えております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2010年3月29日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議（2015年5月15日の取締役会にて一部改定の決議）を行っており、概要は以下のとおりであります。

- イ 当社グループの取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
 - 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
 - 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動ならびに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、企業行動憲章を制定し、周知徹底することにより、当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。
 - 内部通報制度の整備
当社は、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の窓口として内部通報制度を整備し、内部通報制度の適切な運用を通じて、コンプライアンスに係る情報を全役職員から広く収集する。
 - 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査計画、監査状況ならびに監査結果は、定期的に監査役に対して報告するとともに、監査結果を代表取締役社長に報告する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに、法令、定款及び社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧または謄写できるものとする。また、重要な開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で法令等に従い、適時かつ適切に開示する。

ハ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、当該リスク管理の実効性を確保するためにリスク管理委員会を設置し、その体制を整備する。
- (b) 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる。

ニ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、意思決定の迅速化のため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内規程を整備し、権限、責任を明確にするとともに、重要事項については、取締役会の意思決定に資するものとする。
- (b) 当社は、グループ企業に対し、当社の業務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。
- (c) 取締役は、年度計画及び中期経営計画に基づき、業務の進捗状況等を定期的に確認する。
- (d) 取締役会を毎月開催し、重要事項の決定及び各部における進捗状況報告等の業務報告を行う。

ホ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社グループ企業全てに適用する行動指針として企業行動憲章を定め、当社グループ全体において遵法経営を実践する。
- (b) グループ企業を統括する部署を定め、グループ企業各社の業務を所管する事務部門と連携し、関係会社管理規程など関連規程に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- (c) 内部監査室が定期的実施する内部監査により、子会社の業務が関係会社管理規程及び当社の経営方針に基づいて、適切に運営されていることを確認する体制とすることで、業務の適正を確保するものとする。
- (d) 当社は、グループ企業各社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、関係会社管理規程に定める一定の事項について、定期及び随時に当社に報告させるものとする。

ヘ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

ト 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査役に報告する。また、これにかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (b) 監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、グループ企業各社においてもその徹底を図る。

チ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換する。
- (b) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
- (c) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

リ 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備する。

又 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- (a) 当社グループは、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。
- (b) 当社グループは、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行う。
 - () 反社会的勢力対応部署の設置
 - () 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
 - () 外部専門機関との連携体制の確立
 - () 反社会的勢力対応マニュアルの制定
 - () 暴力団排除条項の導入
 - () その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理に関する社内規程の整備及びリスク管理委員会の設置により、リスクに対する管理体制を構築しております。

また、顧客企業及び社内での機密情報管理の徹底のため、セキュリティポリシー及び各種運用ルールの制定と導入を実施しております。

一方、監査役会及び内部監査室による監査の実施と検証を同時に行うことにより、更なる経営リスク、業務リスクの軽減に努めております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、関係会社管理規程により、子会社の管理体制を定めており、子会社の運営管理、指示、指導、事業運営などに関する承認及び業務監査を通じて、子会社の業務の適正を確保しております。また、子会社の業務を担当する当社の取締役及び従業員は、必要に応じて子会社の取締役を兼務することにより、子会社の業務の適正を確保しております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

- a. 当社は、株主への剰余金の配当の機会を増加させるため、取締役会の決議によって中間配当ができる旨、定款で定めております。
- b. 当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。
- c. 当社は、取締役及び監査役の実任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、法令に定める要件について該当する場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。

(2) 【役員の状況】

役員の一覧

男性12名 女性0名 (役員のうち女性の比率0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	井上 誠	1954年5月11日	1978年4月 1983年12月 1987年3月 1995年4月 2008年4月 2013年2月 2015年10月 2018年10月	ソニー(株) 入社 当社 入社 当社 専務取締役 当社 代表取締役社長(現任) 日本ノズル(株) 代表取締役社長 上海那科夢樂商貿有限公司 董事長 日本ノズル(株) 代表取締役会長 (現任) 大阪府公安委員長(現任)	(注)3	258,920
専務取締役	三上 正幸	1958年11月11日	1981年4月 1998年4月 2004年4月 2006年10月 2012年10月 2016年12月 2018年4月 2018年5月 2018年6月 2019年6月	シャープ(株) 入社 同社 国内営業戦略室長 同社 ソーラーシステム事業本部 戦略推進統括 統括 同社 経営企画室 室長 同社 ディスプレイデバイス戦略 本部 本部長 日本電産(株) グループ会社管理部 統括部長 当社 入社 当社 執行役員 経営企画部長 当社 常務取締役 経営企画 管 掌 当社 専務取締役(現任)	(注)3	1,300
取締役 管理本部長	川口 晃	1970年3月1日	1994年4月 2003年10月 2015年2月 2015年7月 2015年10月 2016年3月 2016年6月 2019年4月	日立造船(株) 入社 ネクストウェア(株) 入社 当社 入社 当社 経営統括部副部長 日本ノズル(株) 取締役 管理部長 上海那科夢樂商貿有限公司 監事 (現任) 当社 取締役 管理本部長(現 任) 日本ノズル(株) 常務取締役(現 任)	(注)3	448
取締役 機能材料事業部長	川岸 悟史	1971年10月26日	1994年4月 1999年4月 2000年7月 2010年2月 2010年6月 2015年6月 2015年10月 2016年6月 2017年11月 2019年6月	㈱アイ・エム・シー 入社 サンエス(株) 入社 当社 入社 当社 執行役員 技術開発部長兼 超砥粒応用事業部長 当社 取締役 超砥粒応用事業部 長 当社 常務取締役 事業本部長 日本ノズル(株) 代表取締役社長 当社 常務取締役 当社 常務取締役 機能材料事業 部長 当社 取締役 機能材料事業部長 (現任)	(注)3	3,200
取締役 社長室長 兼 管理本部副本部長	藤井 秀亮	1975年2月17日	1999年4月 2005年4月 2015年7月 2015年10月 2016年6月 2016年12月 2017年8月 2018年5月 2018年6月 2019年2月	日立造船(株) 入社 ネクストウェア(株) 入社 当社 入社 日本ノズル(株) 取締役 管理部副 部長(現任) 当社 管理本部 副本部長 上海那科夢樂商貿有限公司 董事 当社 執行役員 管理本部副本部 長 当社 執行役員 社長室長 兼 管理本部副本部長 兼 内部監査 室長 当社 取締役 社長室長 兼 管 理本部副本部長(現任) 上海那科夢樂商貿有限公司 董 事 総経理(現任)	(注)3	600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 超砥粒応用事業部長	田植 啓之	1967年9月5日	1990年4月 (株)ダイエー 入社 2001年7月 当社 入社 2008年4月 日本ノズル(株) 取締役 2013年4月 当社 超砥粒応用事業部 副事業部長 2014年6月 当社 執行役員 超砥粒応用事業部長 2015年6月 当社 取締役 超砥粒応用事業部長(現任) 2016年3月 上海那科夢樂商貿有限公司 董事長(現任)	(注)3	15,100
取締役 超砥粒応用事業部 副事業部長 兼 超砥粒応用事業部 生産企画部長	小原 康生	1958年10月22日	1981年4月 マルマン(株)(現マルマンゴルフ(株))入社 1984年7月 太陽誘電(株) 入社 2012年4月 同社 グローバル調達統括部 統括部長 2016年11月 当社 入社 2017年4月 当社 超砥粒応用事業部 生産企画部長 2017年8月 当社 執行役員 超砥粒応用事業部副事業部長 2018年5月 上海那科夢樂商貿有限公司 董事(現任) 2018年6月 当社 取締役 グループ調達推進部長 兼 超砥粒応用事業部副事業部長 2019年5月 当社 取締役 超砥粒応用事業部副事業部長 兼 生産企画部長(現任)	(注)3	100
取締役 (注)1	京谷 忠幸	1962年7月24日	1981年4月 日本タングステン(株) 入社 1986年4月 (株)岳将 入社 1991年10月 (株)ピーエムティー 代表取締役社長(現任) 2015年6月 当社 取締役(現任)	(注)3	2,000
取締役 (注)1	大山 隆司	1942年12月15日	1970年4月 奈良地方裁判所 判事補任官 1980年4月 神戸地方・家庭裁判所姫路支部 判事任官 1988年4月 札幌地方裁判所 部統括判事 1991年4月 司法研修所 教官 1995年4月 大阪地方裁判所 部統括判事 2002年9月 京都地方裁判所 所長 2005年5月 大阪地方裁判所 所長 2007年1月 札幌高等裁判所 長官 2008年4月 京都大学大学院法学研究科 教授 2016年6月 当社 取締役(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤) (注)2	中園 和義	1948年12月4日	1967年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 1996年5月 (株)あさひ銀行(現(株)りそな銀行) 住吉支店長 2001年7月 昭和地所(株) 入社 2002年6月 同社 執行役員営業部長 2006年6月 因幡電機産業(株) 監査役 2010年3月 昭和リース(株) りそな営業推進部 営業推進役 2012年6月 当社 非常勤監査役 2013年1月 日本ノズル(株) 監査役 2013年2月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (注) 2	松村 安之	1956年 8月29日	1982年 4月 大阪弁護士会登録 1989年 4月 松川雄次法律総合事務所 入所 2005年 6月 松村安之法律事務所(現 唯一法 2014年 6月 律事務所)開設(現任) エスベック㈱ 監査役 当社 監査役(現任)	(注) 4	-
監査役 (注) 2	中川 雅晴	1952年 4月 3日	1975年 4月 等松・青木監査法人(現 有限責 任監査法人トーマツ)大阪事務 所 入所 1993年 5月 同法人 パートナー 2010年10月 同法人 奈良事務所 所長 2015年 1月 公認会計士中川雅晴事務所開設 代表(現任) 2015年 6月 当社 監査役(現任) 2017年 6月 GMB株式会社 監査役(現任)	(注) 4	-
計					282,268

- (注) 1 取締役京谷忠幸及び大山隆司は、社外取締役であります。
- 2 監査役中園和義、松村安之及び中川雅晴は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
- 4 監査役の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時からから2022年3月期に係る定時株主総会終結
の時までであります。
- 5 所有株式数については、2019年3月31日現在の株主名簿に基づく記載としております。

社外役員の状況

a. 社外取締役の状況

社外取締役は、2名選任しております。

社外取締役京谷忠幸氏は、当社株式の0.04%を所有する当社の株主であります。この他に当社と同氏との間
に人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、自ら創業した株式会社ピー
エムティーの代表取締役社長を長年に渡り務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当
社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。ま
た、当社との利害関係がなく東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が
生じる恐れがないことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。

社外取締役大山隆司氏は、司法分野における豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能、コ
ンプライアンス機能等をさらに強化するため、社外取締役として選任しております。また、当社との利害関係
がなく、東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがない
ことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。なお、同氏は直接経営に関与した経験はあ
りませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割としては、独立性のある立場において社外取締役が持つ
見識等に基づき、外部的視点から経営の透明性及び監督機能を高めるとともに、企業価値を高めていくための
経営に関するアドバイスを行うことであると考えております。

社外取締役による監督と内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携及び内部統制部門との関係につ
いては、主に取締役会において内部監査、監査役監査及び会計監査人の活動状況について報告を受け、必要に
応じ客観的な観点から、当社の経営に対する有益な発言を行うなど、取締役の業務執行状況の監督強化に努め
ております。

b. 社外監査役の状況

社外監査役は、3名選任しております。

社外監査役中園和義氏は、当社株式の0.01%を所有する当社の株主であります。この他に同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係はありません。また、社外監査役松村安之氏及び中川雅晴氏と当社との間に、人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係はありません。

中園和義氏を社外監査役に選任した理由は、長年における金融機関での豊富なマネジメント経験を有しており、異業種で培われた視点から客観的な経営監視が可能であると判断したものであります。

松村安之氏を社外監査役として選任した理由は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断しました。

中川雅晴氏を社外監査役に選任した理由は、公認会計士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づいた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断しました。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

なお、社外監査役の3名は、それぞれ当社との利害関係がなく、東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。

社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割としては、取締役から独立性のある立場に立ち、業務執行に対する監査機能とコーポレート・ガバナンスを健全に機能させることと考えております。

社外監査役による監督と内部監査及び会計監査人との相互連携及び内部統制部門との関係については、会計監査人、内部監査室とは定期的な意見交換を行うことで緊密な連携を保ち、重ねて調査する必要のある事項、迅速に対処すべき事項等を見極め、合理的な監査を行うように努めております。さらに、内部統制を行う部門には監督・監査を行う立場から業務に対する助言・指導等を行い、かつ、必要に応じ意見交換を行っております。

c. 社外役員を選任するための独立性に関する基準ならびに社外役員を選任状況に関する当社の考え方

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または社外役員を選任方針は定めておりませんが、独立性については、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。また、社外取締役及び社外監査役は、企業経営者、法曹界出身者、弁護士や会計士など、高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を十分に果たせる人材を選任しており、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するとともに、業務執行及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を検証、監視しております。監査役会の活動状況は、(1) a. 会社の機関の基本説明に記載のとおりであり、当事業年度においては、14回の監査役会が開催され、その全てに監査役全員が出席しております。

常勤監査役の活動内容としては、業務監査の一環として、取締役会及び経営会議等の重要な社内会議への出席、棚卸への立会いのほか、決裁済みの稟議書全件に目を通し、社内の決裁手続きに瑕疵や不備がないかなどをチェックし、必要に応じて関係者への聴取を行うなど、精力的かつ能動的に活動しております。

また、内部統制システムの有効性を高めるために、内部監査室及び会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、監査状況などについて情報交換を行うなど、連携を図っております。

なお、監査役中川雅晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

当社の内部監査室（2名）は年間計画に基づいて当社及び子会社の業務執行部門の監査を行い、必要に応じて対象部門に対し問題点の指摘、改善の指導、助言などを行っております。また、過去の監査結果に対する改善状況の確認も行っております。さらに、会社の内部統制の整備、運用状況を日常的に監視するとともに、問題点の把握、指導、改善勧告を行っております。内部監査の結果は、常勤監査役同席の下、直接代表取締役社長に報告しております。また、監査役及び会計監査人と適宜連携し、情報交換を行なうとともに内部監査の効率的な実施を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 業務を執行した公認会計士

井上嘉之氏及び中田信之氏

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他11名により構成されております。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は、特に定めておりませんが、監査法人に必要とされる独立性、専門性ならびに当社の事業規模に適した監査及び監査費用の相当性等を総合的に勘案し、選任しております。

なお、会計監査人の解任または不再任の決定方針として、当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が制定する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、監査法人の品質管理等の評価基準に基づき、監査法人の評価を行っております。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（2019年1月31日 内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f)から の規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	31,700	-	32,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	31,700	-	32,000	-

b. その他重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、連結納税及び国際税務等に係る情報提供ならびに税務相談への対価として、600千円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、連結納税及び国際税務等に係る情報提供ならびに税務相談への対価として、1,200千円を支払っております。また、当社の連結子会社であった中超住江デバイス・テクノロジー(株)は、デロイトトーマツ税理士法人に対して、会社清算手続きに係る税務サポート業務に対する対価として、1,000千円を支払っております。

c. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、事業の規模・特性等を勘案した監査公認会計士等の見積りに基づき、精査を行い決定しております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、提示された監査項目及び見積り監査時間と過去の実績を慎重に比較検討し、内部統制監査における監査範囲の拡がりを受けての増額であり、大手監査法人の報酬として平均的なものであると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、役員の報酬等は、固定報酬及び賞与で構成しております。固定報酬は、取締役及び監査役を対象として、優秀な人材を確保、維持できる水準を勘案した定額報酬としております。賞与は、取締役を対象として、過年度の連結業績等に基づき賞与額を算定し、株主総会に諮ったうえで支給いたします。ただし、社外取締役へは支給いたしません。

なお、報酬額については、2015年6月29日開催の第45回定時株主総会の決議により定められた取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内において決定しております。

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役であり、取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬限度額250百万円（年額）の範囲内で個別の責任範囲や会社に対する貢献度等を総合的に勘案して決定しております。また、監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬限度額30百万円（年額）の範囲内で常勤または非常勤の別、業務分担の状況等を考慮し、監査役会で協議のうえ決定しております。

また、当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容としましては、2018年6月22日開催の取締役会において、取締役9名の個別の報酬額の決定について、代表取締役に一任する旨、決議しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	111,225	111,225	-	-	8
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	17,490	17,490	-	-	5

(注) 1 上記には、2018年6月22日付で退任した取締役1名を含んでおります。

2 2015年6月29日開催の第45回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、また監査役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議されております。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資有価証券の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有する保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は、全て非上場株式であるため、記載を省略いたします。

- b．銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	200,267
非上場株式以外の株式		

- c．当事業年度における株式数の変動

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

区分	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	200,000	株式の一部を引受けることにより、新たな事業の開始に繋げるため
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- d．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2018年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項による、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当するため、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するために特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応するため、会計専門誌の購読、各種専門団体及び公的機関等が主催しておりますセミナー等への参加などを通して、積極的に専門知識を蓄積することならびに情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 4,458,128	1 2,821,167
受取手形及び売掛金	3 1,765,486	3 1,058,577
商品及び製品	831,351	196,236
仕掛品	364,828	306,524
原材料及び貯蔵品	1,130,806	294,745
その他	770,426	424,844
貸倒引当金	17,316	-
流動資産合計	9,303,711	5,102,096
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,637,141	3,628,774
減価償却累計額	1,569,798	1,679,872
減損損失累計額	-	850,235
建物及び構築物（純額）	1 2,067,342	1 1,098,666
機械装置及び運搬具	7,602,817	7,653,809
減価償却累計額	4,345,178	4,774,990
減損損失累計額	-	2,654,372
機械装置及び運搬具（純額）	1 3,257,639	1 224,446
土地	1 1,204,139	1 1,176,879
リース資産	1,055,506	1,070,283
減価償却累計額	387,769	452,974
減損損失累計額	-	582,504
リース資産（純額）	667,736	34,804
建設仮勘定	274,134	5,227
その他	577,654	589,957
減価償却累計額	445,769	462,004
減損損失累計額	-	103,195
その他（純額）	131,885	24,757
有形固定資産合計	7,602,877	2,564,782
無形固定資産		
その他	90,112	6,483
無形固定資産合計	90,112	6,483
投資その他の資産		
投資有価証券	307,179	202,458
繰延税金資産	91,650	-
その他	62,620	85,345
貸倒引当金	-	50,779
投資その他の資産合計	461,450	237,024
固定資産合計	8,154,441	2,808,290
資産合計	17,458,153	7,910,386

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	792,346	204,119
短期借入金	1,4,5 1,200,000	1,4,5 2,499,795
1年内返済予定の長期借入金	1 1,248,709	1 1,344,737
リース債務	498,526	460,823
未払法人税等	133,664	51,819
賞与引当金	147,880	76,194
受注損失引当金	43,728	3,007
資産除去債務	-	52,270
その他	755,429	337,664
流動負債合計	4,820,285	5,030,430
固定負債		
長期借入金	1 2,644,987	1 2,527,506
リース債務	1,307,930	874,904
繰延税金負債	39,283	162,371
退職給付に係る負債	278,547	283,810
資産除去債務	93,787	42,190
その他	390,483	318,872
固定負債合計	4,755,020	4,209,656
負債合計	9,575,305	9,240,086
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,775,908	4,028,158
資本剰余金	2,474,033	2,726,283
利益剰余金	1,611,607	8,109,829
株主資本合計	7,861,548	1,355,386
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,003	264
繰延ヘッジ損益	266	89
為替換算調整勘定	8,675	1,248
退職給付に係る調整累計額	-	818
その他の包括利益累計額合計	11,945	2,420
新株予約権	9,353	28,106
非支配株主持分	-	-
純資産合計	7,882,847	1,329,699
負債純資産合計	17,458,153	7,910,386

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	12,140,867	4,809,425
売上原価	1 8,654,254	1 7,025,025
売上総利益又は売上総損失()	3,486,613	2,215,599
販売費及び一般管理費	2,3 1,916,539	2,3 1,978,058
営業利益又は営業損失()	1,570,074	4,193,657
営業外収益		
受取利息	2,088	2,227
受取配当金	92	92
助成金収入	24,260	18,436
スクラップ売却益	12,262	12,145
受取保険金	5,917	19,235
為替差益	-	2,932
その他	10,436	11,340
営業外収益合計	55,056	66,410
営業外費用		
支払利息	86,744	90,006
為替差損	24,727	-
その他	148,172	46,436
営業外費用合計	259,644	136,443
経常利益又は経常損失()	1,365,486	4,263,691
特別利益		
固定資産売却益	6 396	6 849
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	4 8,683	-
投資有価証券売却益	-	4,658
特別利益合計	9,080	5,508
特別損失		
固定資産売却損	7 20	-
固定資産除却損	8 5,388	8 2,504
事業整理損	5 26,086	-
減損損失	-	9 5,176,438
特別損失合計	31,495	5,178,943
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,343,071	9,437,125
法人税、住民税及び事業税	137,577	68,176
法人税等調整額	175,933	216,134
法人税等合計	38,356	284,310
当期純利益又は当期純損失()	1,381,427	9,721,436
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	1,381,427	9,721,436

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
当期純利益又は当期純損失()	1,381,427	9,721,436
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,971	3,267
繰延ヘッジ損益	255	355
為替換算調整勘定	2,232	9,923
退職給付に係る調整額	-	818
その他の包括利益合計	1,994	14,365
包括利益	1,382,422	9,735,801
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,382,422	9,735,801
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	3,037,608	1,735,733	230,179	5,003,520
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	738,300	738,300		1,476,600
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,381,427	1,381,427
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	738,300	738,300	1,381,427	2,858,027
当期末残高	3,775,908	2,474,033	1,611,607	7,861,548

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	31	11	10,907	-	10,951	-	-	5,014,471
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								1,476,600
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）								1,381,427
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,971	255	2,232	-	994	9,353	-	10,347
当期変動額合計	2,971	255	2,232	-	994	9,353	-	2,868,375
当期末残高	3,003	266	8,675	-	11,945	9,353	-	7,882,847

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	3,775,908	2,474,033	1,611,607	7,861,548
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	252,250	252,250		504,501
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			9,721,436	9,721,436
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	252,250	252,250	9,721,436	9,216,935
当期末残高	4,028,158	2,726,283	8,109,829	1,355,386

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,003	266	8,675	-	11,945	9,353	-	7,882,847
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								504,501
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）								9,721,436
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,267	355	9,923	818	14,365	18,753	-	4,387
当期変動額合計	3,267	355	9,923	818	14,365	18,753	-	9,212,547
当期末残高	264	89	1,248	818	2,420	28,106	-	1,329,699

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,343,071	9,437,125
減価償却費	1,300,269	748,171
賞与引当金の増減額(は減少)	68,292	71,686
受注損失引当金の増減額(は減少)	29,792	39,740
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	53,031	4,444
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	137,840	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	17,316	33,923
受取利息及び受取配当金	2,180	2,319
助成金収入	24,260	18,436
受取保険金	5,917	19,235
支払利息	86,744	90,006
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	8,683	-
固定資産除売却損益(は益)	5,011	1,654
投資有価証券売却損益(は益)	-	4,658
事業整理損	26,086	-
減損損失	-	5,176,438
未収消費税等の増減額(は増加)	50,902	318,227
売上債権の増減額(は増加)	268,160	634,612
たな卸資産の増減額(は増加)	895,344	1,528,137
仕入債務の増減額(は減少)	222,703	550,630
前受金の増減額(は減少)	328,976	316,736
長期預り金の増減額(は減少)	236,756	86,270
その他	405,756	23,907
小計	2,730,520	2,035,129
利息及び配当金の受取額	1,874	2,081
利息の支払額	85,481	89,870
助成金の受取額	7,260	30,896
事業整理に伴う支出	26,086	-
保険金の受取額	5,917	265
保険解約返戻金の受取額	-	11,088
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	35,973	126,185
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,598,031	2,206,855

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,791,184	781,043
有形固定資産の売却による収入	3,096	849
有形固定資産の除却による支出	685	1,283
無形固定資産の取得による支出	1,439	4,758
投資有価証券の取得による支出	-	200,000
投資有価証券の売却による収入	-	304,658
定期預金の預入による支出	6,000	101,000
定期預金の払戻による収入	-	90,000
その他	20	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,796,232	692,586
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	340,000	1,299,795
長期借入れによる収入	1,600,000	1,000,000
長期借入金の返済による支出	1,230,092	1,021,453
リース債務の返済による支出	486,443	506,378
株式の発行による収入	1,459,544	503,005
配当金の支払額	2	0
セール・アンド・リースバックによる収入	1,112,264	-
その他	105,772	4,931
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,009,498	1,270,036
現金及び現金同等物に係る換算差額	12,632	20,881
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,798,664	1,650,286
現金及び現金同等物の期首残高	1,128,806	3,927,471
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,927,471	1 2,277,185

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、太陽光向けシリコンウエハ製造に使用されるダイヤモンドワイヤを販売する電子材料スライス周辺事業において、中国における太陽光発電に関する補助金の打ち切り施策等の影響による市場の混乱や、ダイヤモンドワイヤの市場価格が約7割下落するなど、太陽光関連の市場環境が大きく変化した影響を受け、当第2四半期連結累計期間において債務超過となりました。当連結会計年度においても、営業損失4,193百万円、経常損失4,263百万円、親会社株主に帰属する当期純損失9,721百万円を計上しており、1,329百万円の債務超過となっております。さらに、当社グループの有利子負債は7,707百万円と手元流動性に比し高水準にあることに加え、シンジケートローン契約において財務維持要件に抵触しております。なお、財務維持要件の内容は「注記事項 連結貸借対照表関係 5 財務維持要件」に記載しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していません。

当社グループは、以下の施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

1. 電子材料スライス周辺事業について

電子材料スライス周辺事業においては、直近のダイヤモンドワイヤの価格下落を受け、生産体制縮小による固定費削減、資金流出抑制を図ることを目的に、2019年5月15日開催の取締役会において、ダイヤモンドワイヤの生産工場であった沖縄工場と和泉第2工場を閉鎖することを決議いたしました。

当社は、技術優位性を有する55 μ m以下の極細線ダイヤモンドワイヤの販売に注力し、経営資源を主力工場である和泉工場(D-Next)に集約させることで生産体制の最適化を図るとともに、経費管理を徹底することで固定費の削減にも努めてまいります。

このように、ダイヤモンドワイヤ販売に係る事業環境は厳しい状況下にあります。当社の極細線ダイヤモンドワイヤ生産技術は、競合先の中国メーカーに対し優位性が認められることから、工場閉鎖に伴うダイヤモンドワイヤ生産設備の売却を検討しておりましたが、2019年6月21日付で中国ダイヤモンドワイヤメーカーと同生産設備の売却に関する基本合意書を締結いたしました。

今後は、当社の極細線ダイヤモンドワイヤ生産技術を活かした新たな収益構築スキームを確立できるよう、正式な契約締結に向け協議を行ってまいります。

2. 財務基盤の安定化

債務超過の解消ならびに継続的な事業運営と安定した収益基盤の整備に必要な資金を調達するため、当社は2018年12月27日の取締役会において、2019年1月15日を割当日とする第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行を決議し、現在、新株予約権の行使による資金調達が開始されております。

また、当社は、取引金融機関に対し、借入金の元本返済の猶予に関する申し入れを行い、各金融機関の同意を取り付けております。この同意に基づき、個別相対の借入契約については条件変更契約を締結済みであり、シンジケートローン契約についても同様に条件変更契約を締結済みであります。当社としては、メインバンクを中心に各金融機関と緊密な関係を維持できていることから、継続的な支援が得られるものと考えております。

当社は引き続き、財務基盤の強化・安定を図るための諸施策を検討してまいります。

しかしながら、上記対応策については進捗の途上にあり、今後の事業の進捗状況などによっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があり、また、新株予約権の行使についても現時点で確約されているものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

- ・日本ノズル株
- ・上海那科夢楽商貿有限公司

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました中超住江デバイス・テクノロジー(株)は、清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海那科夢楽商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表作成にあたっては、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、日本ノズル(株)の事業年度は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

a. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

a. 製品及び原材料

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

b. 商品及び仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)ただし、仕掛品の一部は総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

c. 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～12年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

a. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

b. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....為替予約

ヘッジ対象.....外貨建金銭債権及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

先物為替予約取引については、デリバティブ管理規程に従い、外貨建取引の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。

有効性評価の方法

先物為替予約取引については、ヘッジ対象に対し同一通貨建てによる同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

在外子会社の収益及び費用は、従来、当該在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。当社グループは海外売上高の拡大・グローバル展開を推進しており、在外子会社における海外売上高の重要性が今後さらに増加することが見込まれるため、一時的な為替相場の変動による期間損益への影響を緩和し、在外子会社の業績をより適切に連結計算書類に反映させるため、在外子会社の収益及び費用を期中平均相場により円貨に換算する方法が合理的であると判断したためであります。

この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下、「税効果会計基準一部改正」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果関係注記を変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」254,805千円及び「固定負債」の「繰延税金負債」のうちの163,154千円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」91,650千円に含めて表示し、「固定負債」の「繰延税金負債」は39,283千円として表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記して表示しておりました「金融組成費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「金融組成費用」121,105千円、「その他」27,067千円は、「その他」148,172千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」「未収消費税等の増減額」「保険金の受取額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また、前連結会計年度において、独立掲記して表示しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「金融組成費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「金融組成費用」121,105千円、「その他」233,748千円、「小計」2,736,437千円は、「受取保険金」5,917千円、「未収消費税等の増減額」50,902千円、「その他」405,756千円、「小計」2,730,520千円、「保険金の受取額」5,917千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
現金及び預金	40,000千円	100,000千円
建物及び構築物	1,261,953千円	1,098,666千円
機械装置及び運搬具	2,137千円	0千円
土地	1,181,755千円	1,176,879千円
計	2,485,847千円	2,375,546千円

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
短期借入金	650,000千円	1,375,000千円
1年内返済予定の長期借入金	636,508千円	749,750千円
長期借入金	1,257,516千円	1,413,946千円
計	2,544,024千円	3,538,696千円

2 保証債務及び手形遡及債務等

受取手形割引高

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形割引高	103,957千円	-千円

3 期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形	237千円	1,883千円

4 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びシンジケート方式コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	2,550,000千円	2,650,000千円
借入実行残高	1,200,000千円	2,000,000千円
差引額	1,350,000千円	650,000千円

5 財務維持要件

2018年2月2日付で締結した、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約には、以下のとおり財務維持要件が付されております。

(1) 組成金額

トランシェA 20億円、トランシェB 20億円

(2) 当連結会計年度末借入実行残高

トランシェA 15億円、トランシェB 3億円

(3) 財務維持要件

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日又は2017年3月に終了する決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の50%の金額以上であること。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期に係る連結の損益計算書上の営業損益に関して、2期連続の営業損失が計上されていないこと。

(4) 上記財務維持要件に抵触した場合の措置

トランシェA：貸付義務の終了もしくは利用実残を期間4年のタームローンにシフト

トランシェB：貸付義務の終了

なお、当社は当連結会計年度末日後に、当社に対して貸付金を有する金融機関全13社から返済猶予の同意を取り付けており、上記財務維持要件についても組成金額の減額と合わせ、以下のとおり内容を変更しております。

「変更後の組成金額」

トランシェA 15億円、トランシェB 3億円

「財務維持要件の変更」

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期（ただし、2019年3月に終了する決算期を除く。）の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期（ただし、2020年3月に終了する決算期の直前の決算期は2018年3月に終了する決算期とする。）の末日又は2017年3月に終了する決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の50%の金額以上であること。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期（ただし、2019年3月に終了する決算期を除く。）に係る連結の損益計算書上の営業損益に関して、2期連続の営業損失が計上されていないこと。

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれており
ます。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	123,838千円	1,174,464千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	173,495千円	155,115千円
給料手当	249,133千円	252,451千円
賞与引当金繰入額	22,526千円	14,006千円
退職給付費用	11,105千円	7,631千円
貸倒引当金繰入額	17,316千円	33,923千円
運賃及び荷造費	311,288千円	176,682千円
研究開発費	465,066千円	425,580千円

- 3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
研究開発費	465,066千円	425,580千円

- 4 在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

前連結会計年度において連結子会社でありました無錫力宏噴糸板貿易有限公司の清算終了に伴う為替換算調整勘定の取崩益であります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

- 5 事業整理損

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

電子材料スライス周辺事業の一部であるシリコンインゴットのスライス加工事業の事業縮小に伴う費用であります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

- 6 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
機械装置及び運搬具	396千円	33千円
リース資産	- 千円	816千円
その他	0千円	- 千円
計	396千円	849千円

7 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他	20千円	- 千円
計	20千円	- 千円

8 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	- 千円	1,107千円
機械装置及び運搬具	5,080千円	139千円
除去費用	165千円	1,229千円
その他	143千円	27千円
計	5,388千円	2,504千円

9 減損損失

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産グループの概要

用途	場所	種類	減損損失(千円)
電子材料スライス周辺 事業用資産	大阪府和泉市	建物及び構築物	23,645
		機械装置及び運搬具	1,292,872
		その他	1,105,427
		小計	2,421,945
特殊精密機器事業用資産	大阪府堺市	建物及び構築物	53,287
		機械装置及び運搬具	7,842
		土地	19,688
		その他	42,737
		小計	123,555
その他事業用資産	大阪府堺市 大阪府吹田市	建物及び構築物	44,654
		機械装置及び運搬具	94,508
		その他	99,397
		小計	238,560
共用資産	大阪府堺市	建物及び構築物	14,496
		機械装置及び運搬具	34
		土地	7,571
		その他	99,765
		小計	121,869
遊休資産	大阪府和泉市 沖縄県うるま市	建物及び構築物	714,151
		機械装置及び運搬具	1,259,114
		その他	297,243
		小計	2,270,508
		合計	5,176,438

資産のグルーピング方法

当社グループは損益管理を合理的に行える事業単位をグルーピングの基礎としており、遊休資産は個別に判定しております。

減損損失の認識に至った経緯

沖縄工場及び和泉第2工場閉鎖の決定及び経営環境の著しい悪化が認められたため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5,176,438千円を減損損失として特別損失に計上しました。

回収可能価額の算定方法等

当該資産の回収可能価額は、不動産鑑定士による鑑定評価を基準とした正味売却価額により測定しております。

す。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	4,275千円	62千円
組替調整額	- 千円	4,658千円
税効果調整前	4,275千円	4,721千円
税効果額	1,304千円	1,453千円
その他有価証券評価差額金	2,971千円	3,267千円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	389千円	543千円
組替調整額	- 千円	- 千円
税効果調整前	389千円	543千円
税効果額	134千円	187千円
繰延ヘッジ損益	255千円	355千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	6,451千円	9,923千円
組替調整額	8,683千円	- 千円
税効果調整前	2,232千円	9,923千円
税効果額	- 千円	- 千円
為替換算調整勘定	2,232千円	9,923千円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	- 千円	818千円
組替調整額	- 千円	- 千円
税効果調整前	- 千円	818千円
税効果額	- 千円	- 千円
退職給付に係る調整額	- 千円	818千円
その他の包括利益合計	994千円	14,365千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,678,900	311,000	-	4,989,900

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第5回新株予約権(第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権)の権利行使による増加 300,000株
第3回新株予約権の権利行使による増加 11,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権		-	-	-	9,353
	第5回新株予約権	普通株式	-	300,000	300,000	-
合計			-	300,000	300,000	9,353

(注) 1 第4回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

2 第5回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

第5回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,989,900	711,000	-	5,700,900

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第6回新株予約権(第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権)の権利行使による増加 680,000株
第3回新株予約権の権利行使による増加 26,000株
第2回新株予約権の権利行使による増加 5,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権		-	-	-	-	19,042
	第6回新株予約権	普通株式	-	3,000,000	680,000	2,320,000	5,104
	第7回新株予約権	普通株式	-	1,000,000	-	1,000,000	2,020
	第8回新株予約権	普通株式	-	1,000,000	-	1,000,000	1,940
合計			-	5,000,000	680,000	4,320,000	28,106

- (注) 1 第4回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
2 第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の増加は、発行によるものであります。第6回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金	4,458,128千円	2,821,167千円
預入期間3か月超の定期預金	530,656千円	543,982千円
現金及び現金同等物	3,927,471千円	2,277,185千円

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産の額	557,730千円	30,091千円
ファイナンス・リース取引に係る 債務の額	712,925千円	32,651千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 機械装置(機械及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

a. 有形固定資産 主として、機械装置(機械及び運搬具)であります。

b. 無形固定資産 主として、生産管理用ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	8,640千円	8,640千円
1年超	51,840千円	43,200千円
合計	60,480千円	51,840千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に増資や銀行借入によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、顧客の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。また、輸出取引に係る外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部について先物為替予約取引を利用してリスクヘッジを行っております。

投資有価証券は主に非上場株式（前連結会計年度は投資信託）であり、発行企業体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況を把握することによりリスク低減をはかっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、主に固定金利で調達しております。償還日は最長で決算日後6年（前連結会計年度は7年）であります。

デリバティブ取引は、輸出取引の為替変動によるリスクの軽減を目的とする為替予約を行っており、デリバティブ管理規程に従い事前に稟議決裁を受けた上で担当部門が実行及び管理を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、26.0%（前連結会計年度は40.6%）が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,458,128	4,458,128	
(2) 受取手形及び売掛金	1,765,486		
貸倒引当金(1)	17,316		
	1,748,170	1,748,170	
(3) 投資有価証券	306,912	306,912	
資産計	6,513,211	6,513,211	
(1) 支払手形及び買掛金	792,346	792,346	
(2) 未払法人税等	133,664	133,664	
(3) 短期借入金	1,200,000	1,200,000	
(4) 長期借入金(2)	3,893,696	3,920,353	26,656
(5) リース債務(3)	1,806,456	1,806,818	361
負債計	7,826,163	7,853,182	27,018

- (1) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。
(2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
(3) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,821,167	2,821,167	
(2) 受取手形及び売掛金	1,058,577	1,058,577	
(3) 投資有価証券	2,191	2,191	
資産計	3,881,936	3,881,936	
(1) 支払手形及び買掛金	204,119	204,119	
(2) 未払法人税等	51,819	51,819	
(3) 短期借入金	2,499,795	2,499,795	
(4) 長期借入金(1)	3,872,243	3,904,312	32,069
(5) リース債務(2)	1,335,728	1,340,522	4,794
負債計	7,963,704	8,000,569	36,864

- (1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
(2) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、貸倒懸念債権等については、回収可能性に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2018年3月31日	2019年3月31日
非上場株式	267	200,267

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注) 3 金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものの連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,458,128	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,765,486	-	-	-
合計	6,223,615	-	-	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,821,167	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,058,577	-	-	-
合計	3,879,745	-	-	-

(注) 4 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	1,248,709	1,045,867	739,518	513,589	245,837	100,176
リース債務	498,526	456,560	451,399	207,116	97,021	95,831
合計	2,947,235	1,502,427	1,190,917	720,705	342,858	196,007

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,499,795	-	-	-	-	-
長期借入金	1,344,737	1,056,910	790,185	449,609	157,022	73,780
リース債務	460,823	456,548	212,362	102,367	96,728	6,897
合計	4,305,355	1,513,458	1,002,547	551,976	253,750	80,677

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,401	422	1,978
投資信託	304,511	300,000	4,511
小計	306,912	300,422	6,490
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	306,912	300,422	6,490

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額267千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と考えられることから上記には含めておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,191	422	1,768
投資信託	-	-	-
小計	2,191	422	1,768
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	2,191	422	1,768

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額200,267千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と考えられることから上記には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	304,658	4,658	-
小計	304,658	4,658	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度及び当連結会計年度において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ	売掛金	10,803	-	359
			4,427	-	48
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ 元	売掛金	4,776	-	(注) 2
			2,749	-	
			318,010	-	
合計			340,766	-	407

(注) 1 時価につきましては、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	31,793	-	135
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ	売掛金	4,019	-	(注) 2
			1,795	-	
合計			37,607	-	135

(注) 1 時価につきましては、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

一部の連結子会社は、従業員を対象として中小企業退職金共済制度の加入及び確定拠出制度の導入をしております。

なお、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	- 千円	207,447千円
勤務費用	- 千円	31,555千円
利息費用	- 千円	622千円
数理計算上の差異の発生額	- 千円	818千円
退職給付の支払額	- 千円	27,449千円
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	178,163千円	- 千円
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	29,283千円	- 千円
退職給付債務の期末残高	207,447千円	212,995千円

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	225,516千円	71,099千円
退職給付費用	35,215千円	2,969千円
退職給付の支払額	11,467千円	3,253千円
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	178,163千円	- 千円
退職給付に係る負債の期末残高	71,099千円	70,815千円

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	388,196千円	401,338千円
中小企業退職金共済制度給付見込額	109,649千円	117,528千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278,547千円	283,810千円
退職給付に係る負債	278,547千円	283,810千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	278,547千円	283,810千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	- 千円	31,555千円
利息費用	- 千円	622千円
臨時に支払った割増退職金等	- 千円	14,166千円
簡便法で計算した退職給付費用	35,215千円	2,969千円
簡便法から原則法への変更に伴う影響額	29,283千円	- 千円
確定給付制度に係る退職給付費用	64,498千円	49,314千円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
数理計算上の差異	- 千円	818千円
合計	- 千円	818千円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
数理計算上の差異	- 千円	818千円
合計	- 千円	818千円

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.3%	0.3%
予想昇給率	1.8%	1.8%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度5,758千円、当連結会計年度6,552千円でありま
す。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価	3,788千円	4,091千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	5,565千円	5,597千円

(注) 当社は、第2回から第3回までの新株予約権の付与日において未公開企業であり、付与日時点におけるストック・オプション等の単価当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2008年6月26日
付与対象者の区分及び人数 (注) 2	当社取締役 2名
株式の種類及び付与数 (注) 1、3	普通株式 20,000株
付与日	2008年7月18日
権利確定条件	権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間に関する定めはありません。
権利行使期間	2010年7月19日から2018年7月18日

- (注) 1 スtock・オプション数は株式数に換算して記載しております。
2 当連結会計年度末までに全て行使が完了しております。
3 2011年11月25日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式を記載しております。

第3回新株予約権	
会社名	提出会社
決議年月日	2011年1月19日
付与対象者の区分及び人数 (注)2	当社取締役 7名 子会社取締役 2名
株式の種類及び付与数 (注)1、3	普通株式 80,000株
付与日	2011年6月16日
権利確定条件	権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間に関する定めはありません。
権利行使期間	2013年6月17日から2021年6月16日

- (注) 1 スtock・オプション数は株式数に換算して記載しております。
 2 当連結会計年度末現在、権利行使ならびに取締役の退任等により、「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役1名、当社相談役1名、当社従業員1名となっております。
 3 2011年11月25日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式を記載しております。

第4回新株予約権	
会社名	提出会社
決議年月日	2017年5月19日
付与対象者の区分及び人数 (注)2	当社取締役 5名 当社従業員 48名 子会社取締役 2名 (当社取締役、当社従業員を兼任している者を除く) 子会社従業員 10名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 29,900株
付与日	2017年6月16日
権利確定条件	権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間に関する定めはありません。
権利行使期間	2019年6月17日から2027年6月16日

- (注) 1 スtock・オプション数は株式数に換算して記載しております。
 2 当連結会計年度末現在、取締役の退任等により、「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役5名、当社従業員38名、子会社取締役2名、子会社従業員9名となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2008年6月26日	2011年1月19日	2017年5月19日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	27,900
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	2,800
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	25,100
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	5,000	33,000	-
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	5,000	26,000	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	-	7,000	-

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2008年6月26日	2011年1月19日	2017年5月19日
権利行使価格(円)	1,000	1,500	1,995
行使時平均株価(円)	5,370	5,552	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	848

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	- 千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	127,210千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	46,501 千円	24,567 千円
たな卸資産評価損	90,723 千円	392,005 千円
受注損失引当金	11,331 千円	1,038 千円
未払事業税	20,396 千円	10,676 千円
概算未払金	4,603 千円	1,198 千円
未払社会保険料	7,162 千円	3,958 千円
退職給付に係る負債	88,091 千円	89,441 千円
貸倒引当金	4,329 千円	14,601 千円
未払役員退職慰労金	41,962 千円	41,669 千円
資産除去債務	29,058 千円	29,262 千円
固定資産減損損失	- 千円	1,419,258 千円
税務上の繰越欠損金 (注) 2	519,881 千円	1,504,424 千円
繰越税額控除限度超過額	326,326 千円	166,529 千円
その他	7,589 千円	1,947 千円
繰延税金資産小計	1,197,957 千円	3,700,580 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	- 千円	1,504,424 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- 千円	2,179,096 千円
評価性引当額小計 (注) 1	931,789 千円	3,683,520 千円
繰延税金資産合計	266,168 千円	17,059 千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	1,933 千円	1,371 千円
固定資産圧縮積立金	173,382 千円	165,198 千円
その他有価証券評価差額金	2,065 千円	611 千円
資産除去債務に対応する除去費用	19,493 千円	3,586 千円
土地評価差額金	8,297 千円	8,297 千円
保険積立金評価益	802 千円	364 千円
在外子会社留保利益	7,687 千円	- 千円
その他	140 千円	- 千円
繰延税金負債合計	213,801 千円	179,430 千円
繰延税金資産(負債)の純額	52,366 千円	162,371 千円

(注) 1 評価性引当金が2,751,731千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において固定資産減損損失に係る評価性引当額を1,419,258千円、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を1,316,436千円追加的に認識したことに伴うものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	655	39,762	1,464,006	1,504,424
評価性引当額	-	-	-	655	39,762	1,464,006	1,504,424
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
株式報酬費用	0.2%	0.0%
交際費等	0.1%	0.0%
寄付金	0.0%	0.8%
住民税均等割	0.6%	0.1%
繰越税額控除限度超過額に係る繰延税金資産の増減額	0.0%	0.1%
試験研究費に係る税額控除	1.9%	- %
その他税額控除	1.7%	- %
評価性引当額の増減	32.0%	32.2%
その他	1.1%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.9%	3.0%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社及び生産設備用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務、本社及び生産設備用建物の建設リサイクル法に基づくリサイクル義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得日から各資産の耐用年数と見積り、割引率は耐用年数に対応した国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	92,896千円	93,787千円
資産除去債務の履行による減少	- 千円	233千円
時の経過による調整額	891千円	907千円
期末残高	93,787千円	94,461千円

(注)資産除去債務の当連結会計年度の期末残高には、資産除去債務(流動)52,270千円も含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社及び子会社に製品・サービス別の事業部門を置き、各事業部門は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、電子材料スライス周辺事業、特殊精密機器事業及び化学繊維用紡糸ノズル事業の3つを報告セグメントとしております。

電子材料スライス周辺事業は、主にソーラーパネル用シリコンウエハ等のスライス加工用のダイヤモンドワイヤを生産しております。特殊精密機器事業は、主に電子部品実装機用のノズル及び装着ヘッド周辺部品、産業工作機械用の基幹部品を生産しております。化学繊維用紡糸ノズル事業は、主に化学繊維用の紡糸ノズル等を生産しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントごとの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	電子材料 スライス 周辺事業	特殊精密 機器事業	化学繊維用 紡糸ノズル 事業 (注)5	その他 (注)1	計	調整額 (注)2 (注)3	合計
売上高							
外部顧客への 売上高	9,974,617	841,637	1,324,611	-	12,140,867	-	12,140,867
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	444	8,773	-	-	9,217	9,217	-
計	9,975,062	850,411	1,324,611	-	12,150,085	9,217	12,140,867
セグメント利益 又は損失()	1,439,026	201,598	198,515	289,286	1,549,853	20,220	1,570,074
セグメント資産 (注)4	9,151,335	869,995	2,399,497	217,441	12,638,269	4,819,884	17,458,153
その他の項目							
減価償却費	1,103,485	44,333	83,471	68,769	1,300,059	209	1,300,269
減損損失	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,229,636	9,830	52,269	75,813	2,367,548	387	2,367,935

(注) 1 その他のセグメント利益又は損失の主なものは、新規事業開発における研究開発費244,195千円でありま
す。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間の取引の消去によるものであり、これはグループ間の売上取引及
び業務委託取引の消去によるものであります。

3 調整額の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

4 資産のうち、調整額の項目に含めた全社資産の主なものは、当社での余資運用資金3,704,728千円及び管理
部門に係る資産1,115,155千円であります。

5 「化学繊維用紡糸ノズル事業」に含めております無錫力宏噴糸板貿易有限公司については2018年3月2日に
清算終了しております。

6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年
度より適用しており、表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	電子材料 スライス 周辺事業 (注) 6	特殊精密 機器事業	化学繊維用 紡糸ノズル 事業	その他 (注) 1	計	調整額 (注) 2 (注) 3 (注) 5	合計
売上高							
外部顧客への 売上高	2,193,605	897,538	1,711,096	7,185	4,809,425	-	4,809,425
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	-	5,379	187	-	5,566	5,566	-
計	2,193,605	902,917	1,711,284	7,185	4,814,992	5,566	4,809,425
セグメント利益 又は損失()	4,327,383	122,611	393,183	403,219	4,214,807	21,150	4,193,657
セグメント資産 (注) 4	2,283,615	734,030	2,365,584	20,296	5,403,527	2,506,858	7,910,386
その他の項目							
減価償却費	619,629	23,661	75,244	29,636	748,171	-	748,171
減損損失	4,692,453	123,555	-	238,560	5,054,569	121,869	5,176,438
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	621,324	19,940	66,959	47,016	755,240	4,400	759,640

(注) 1 その他のセグメント利益又は損失の主なものは、新規事業開発における研究開発費182,029千円でありま
す。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間の取引の消去によるものであり、これはグループ間の売上取引及
び業務委託取引の消去によるものであります。

3 調整額の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

4 資産のうち、調整額の項目に含めた全社資産の主なものは、当社での余資運用資金2,049,826千円及び管理
部門に係る資産457,032千円であります。

5 減損損失の調整額は、すべて共用資産に係る金額であります。

6 「電子材料スライス周辺事業」に含めております中超住江デバイス・テクノロジー株式会社については2019
年1月25日に清算終了しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	アジア (中国除く)	その他	合計
1,795,694	8,851,276	1,265,542	228,355	12,140,867

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため記載を省略し
ております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
GCLグループ	5,574,383	電子材料スライス周辺事業

(注) Suzhou GCL Photovoltaic Technology Co., Ltd (中国) が主な販売先であります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	アジア (中国除く)	その他	合計
1,635,238	2,427,859	660,791	85,536	4,809,425

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
GCLグループ	741,956	電子材料スライス周辺事業

(注) Funing GCL Photovoltaic Technology Co., Ltd. (中国) が主な販売先であります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

報告セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	井上 誠		-	当社 代表取締 役社長	(被所有) 5.0	債務被 保証	貸借取引に対する 債務被保証(注)1	-		-
役員	川岸悟史		-	当社 取締役	(被所有) 0.1		ストックオプション の権利行使(注)2	16,500		-

(注) 1 沖縄県のうるま地区内賃貸工場の賃貸借契約に基づく賃借料の支払いについて、当社の役員である井上誠より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2 2011年6月15日開催の取締役会で決議に基づき付与されたストックオプションのうち、当連結会計年度における新株予約権の権利行使について記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストックオプションとしての新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	井上 誠		-	当社 代表取締 役社長	(被所有) 4.5	債務被 保証	貸借取引に対する 債務被保証(注)1	-		-
							ストックオプション の権利行使(注)2	12,000		-
	吉武理人 (注)3		-	当社 取締役	(被所有) 0.04		ストックオプション の権利行使(注)2	12,000		-
役員等	井上阿佐美 (注)3		-	当社 子会社 取締役	(被所有) 2.9	顧問	ストックオプション の権利行使(注)2	12,000		-

(注) 1 沖縄県のうるま地区内賃貸工場の賃貸借契約に基づく賃借料の支払いについて、当社の役員である井上誠より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2 2011年6月15日開催の取締役会で決議に基づき付与されたストックオプションのうち、当連結会計年度における新株予約権の権利行使について記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストックオプションとしての新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

3 吉武理人氏は、2018年6月22日に当社取締役を退任しております。

4 井上阿佐美氏は、代表取締役社長井上誠の配偶者であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が議 決権の過 半数を所 有してい る会社	(株)ピーエム ティー	福岡県 粕屋郡 須恵町	50,000	機械装置 の販売			機械装置の 購入	14,860		-

(注) 1 取引金額には、消費税等を含めておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

過去の取引実績及び市場実勢等を総合的に勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,577.89円	238.17円
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失()	288.94円	1,911.28円
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益	286.61円	-円

(注) 1 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失()(千円)	1,381,427	9,721,436
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普 通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	1,381,427	9,721,436
普通株式の期中平均株式数(株)	4,780,976	5,086,349
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	38,937	-
(うち新株予約権(株))	(38,937)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	7,882,847	1,329,699
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	9,353	28,106
(うち新株予約権(千円))	(9,353)	(28,106)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	7,873,493	1,357,806
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	4,989,900	5,700,900

(重要な後発事象)

1. 借入金返済条件の変更について

当社は、2019年4月10日までに、当社に対する貸付金残高を有する金融機関全13社から返済猶予の同意を取り付け、以後借入条件の変更を行っております。

目的

運転資金の確保

条件変更の内容

2020年3月31日までに返済期限が到来する約定返済分の元金について返済猶予とする。

なお、シンジケートローンについては、組成金額の減額と合わせ、財務維持要件の変更に係る変更契約を2019年6月21日付で締結しております。

損益に及ぼす影響

当該条件変更が損益に及ぼす影響は軽微であります。

2. 新株予約権の権利行使

当連結会計年度末以降、2019年5月31日までの間に、第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使による新株発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ234百万円増加し、資本金が4,262百万円、資本剰余金が2,961百万円となっております。

3. 固定資産の譲渡及び技術供与に関する基本合意

当社は、2019年6月21日の取締役会において、南京三超新材料股份有限公司との間で、当社所有のダイヤモンドワイヤ生産設備の譲渡及びダイヤモンドワイヤ製造に関する技術供与を行うことを目的とした基本合意書を締結することを決議し、今後、正式な契約締結に向けた協議を開始することといたしました。

譲渡の理由

当社は、当連結会計年度において債務超過であり、さらに、当社グループの有利子負債も手元流動性に対し高水準にあることから、当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めることが最優先課題と認識しております。当課題の解決に向け、ダイヤモンドワイヤ生産設備等の売却を行い、財務体質の改善を図る必要があると判断したため。

譲渡する相手会社の名称

南京三超新材料股份有限公司

譲渡資産の内容及び譲渡前の用途

ダイヤモンドワイヤ製造装置及び周辺設備

スケジュール

基本合意契約締結日 2019年6月21日

正式契約締結 2019年7月末（予定）

譲渡価額等

総額約3,200百万円

資産の譲渡対価 約1,440百万円

技術等供与の対価 約720百万円

ライセンス使用料 約1,040百万円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,200,000	2,499,795	0.41	
1年以内に返済予定の長期借入金	1,248,709	1,344,737	0.80	
1年以内に返済予定のリース債務	498,526	460,823	3.38	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,644,987	2,527,506	0.82	2020年4月1日～ 2025年2月20日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,307,930	874,904	2.84	2020年4月1日～ 2025年7月26日
合計	6,900,152	7,707,766	-	

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,056,910	790,185	449,609	157,022
リース債務	456,548	212,362	102,367	96,728

【資産除去債務明細表】

明細書に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,526,231	2,432,376	3,694,810	4,809,425
税金等調整前 四半期(当期)純損失() (千円)	1,631,227	8,079,106	8,447,988	9,437,125
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失() (千円)	1,901,177	8,354,143	8,738,793	9,721,436
1株当たり 四半期(当期)純損失() (円)	379.51	1,665.75	1,741.79	1,911.28

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純損失() (円)	379.51	1,285.22	76.61	169.94

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 3,031,032	1 1,959,271
受取手形	2 75,273	2 102,910
売掛金	4 2,010,538	4 1,001,306
商品及び製品	667,878	136,210
仕掛品	185,370	73,719
原材料及び貯蔵品	989,533	159,947
前払費用	30,912	23,339
関係会社短期貸付金	294,500	-
未収還付法人税等	-	8,195
未収消費税等	601,841	255,411
その他	4 107,914	4 81,504
貸倒引当金	259,500	94,516
流動資産合計	7,735,294	3,707,302
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,906,164	1 967,987
構築物	1 44,543	1 22,984
機械及び装置	1 3,033,650	1 0
車両運搬具	1,709	0
工具、器具及び備品	105,200	0
土地	1 722,147	1 694,887
リース資産	633,023	0
建設仮勘定	273,119	0
有形固定資産合計	6,719,559	1,685,860
無形固定資産		
ソフトウェア	43,425	0
その他	34,951	0
無形固定資産合計	78,376	0
投資その他の資産		
投資有価証券	304,778	200,267
関係会社株式	422,587	404,794
出資金	510	520
繰延税金資産	181,939	-
その他	48,012	65,609
貸倒引当金	-	33,923
投資その他の資産合計	957,827	637,266
固定資産合計	7,755,764	2,323,127
資産合計	15,491,058	6,030,429

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4 626,362	4 70,511
短期借入金	1,3,5 1,050,000	1,3,5 2,349,795
1年内返済予定の長期借入金	1 1,115,794	1 1,209,509
リース債務	486,713	449,606
未払金	4 191,473	4 85,614
未払費用	99,807	71,635
未払法人税等	106,841	12,198
預り金	24,963	19,769
賞与引当金	110,482	44,652
資産除去債務	-	52,270
流動負債合計	3,812,439	4,365,562
固定負債		
長期借入金	1 2,438,847	1 2,283,258
リース債務	1,274,810	845,088
繰延税金負債	-	21,654
退職給付引当金	207,447	212,176
資産除去債務	85,147	33,594
その他	381,129	309,518
固定負債合計	4,387,381	3,705,290
負債合計	8,199,820	8,070,853
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,775,908	4,028,158
資本剰余金		
資本準備金	2,474,033	2,726,283
資本剰余金合計	2,474,033	2,726,283
利益剰余金		
利益準備金	10,000	10,000
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	49,678	40,678
繰越利益剰余金	969,134	8,873,651
利益剰余金合計	1,028,812	8,822,972
株主資本合計	7,278,754	2,068,530
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,130	-
評価・換算差額等合計	3,130	-
新株予約権	9,353	28,106
純資産合計	7,291,238	2,040,423
負債純資産合計	15,491,058	6,030,429

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	1 9,620,959	1 3,202,327
売上原価	1 6,780,670	1 5,993,713
売上総利益又は売上総損失 ()	2,840,288	2,791,386
販売費及び一般管理費	2 1,513,388	2 1,745,722
営業利益又は営業損失 ()	1,326,899	4,537,109
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 69,771	1 37,431
為替差益	32,174	5,536
経営指導料	1 20,250	1 21,000
助成金収入	13,085	16,781
受取保険金	5,195	18,970
その他	1 39,175	1 17,914
営業外収益合計	179,652	117,634
営業外費用		
支払利息	82,444	86,134
貸倒引当金繰入額	174,500	-
その他	164,442	26,645
営業外費用合計	421,387	112,780
経常利益又は経常損失 ()	1,085,165	4,532,254
特別利益		
固定資産売却益	3 99	3 849
投資有価証券売却益	-	4 4,658
特別利益合計	99	5,508
特別損失		
固定資産売却損	5 20	-
固定資産除却損	6 781	6 146
減損損失	-	5,176,438
関係会社株式評価損	-	7 17,749
その他	-	4,588
特別損失合計	801	5,198,923
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	1,084,462	9,725,669
法人税、住民税及び事業税	32,581	78,860
法人税等調整額	168,291	204,975
法人税等合計	135,709	126,115
当期純利益又は当期純損失 ()	1,220,172	9,851,785

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,037,608	1,735,733	1,735,733	10,000	63,207	264,566	191,359
当期変動額							
新株の発行（新株予 約権の行使）	738,300	738,300	738,300				
固定資産圧縮積立金 の取崩					13,528	13,528	-
当期純利益又は当期 純損失（ ）						1,220,172	1,220,172
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	738,300	738,300	738,300	-	13,528	1,233,700	1,220,172
当期末残高	3,775,908	2,474,033	2,474,033	10,000	49,678	969,134	1,028,812

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	4,581,981	81	81	-	4,582,063
当期変動額					
新株の発行（新株予 約権の行使）	1,476,600				1,476,600
固定資産圧縮積立金 の取崩	-				-
当期純利益又は当期 純損失（ ）	1,220,172				1,220,172
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）		3,048	3,048	9,353	12,401
当期変動額合計	2,696,772	3,048	3,048	9,353	2,709,174
当期末残高	7,278,754	3,130	3,130	9,353	7,291,238

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,775,908	2,474,033	2,474,033	10,000	49,678	969,134	1,028,812
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	252,250	252,250	252,250				
固定資産圧縮積立金の取崩					9,000	9,000	-
当期純利益又は当期純損失（ ）						9,851,785	9,851,785
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	252,250	252,250	252,250	-	9,000	9,842,785	9,851,785
当期末残高	4,028,158	2,726,283	2,726,283	10,000	40,678	8,873,651	8,822,972

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	7,278,754	3,130	3,130	9,353	7,291,238
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	504,501				504,501
固定資産圧縮積立金の取崩	-				-
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,851,785				9,851,785
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		3,130	3,130	18,753	15,623
当期変動額合計	9,347,284	3,130	3,130	18,753	9,331,661
当期末残高	2,068,530	-	-	28,106	2,040,423

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、太陽光向けシリコンウエハ製造に使用されるダイヤモンドワイヤを販売する電子材料スライス周辺事業において、中国における太陽光発電に関する補助金の打ち切り施策等の影響による市場の混乱や、ダイヤモンドワイヤの市場価格が約7割下落するなど、太陽光関連の市場環境が大きく変化した影響を受け、第2四半期累計期間において債務超過となりました。当事業年度においても、営業損失4,537百万円、経常損失4,532百万円、当期純損失9,851百万円を計上しており、2,040百万円の債務超過となっております。さらに、当社の有利子負債は7,137百万円と手元流動性に比し高水準にあることに加え、シンジケートローン契約において財務維持要件に抵触しております。なお、財務維持要件の内容は「注記事項 貸借対照表関係 5 財務維持要件」に記載しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していません。

当社は、以下の施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

1. 電子材料スライス周辺事業について

電子材料スライス周辺事業においては、直近のダイヤモンドワイヤの価格下落を受け、生産体制縮小による固定費削減、資金流出抑制を図ることを目的に、2019年5月15日開催の取締役会において、ダイヤモンドワイヤの生産工場であった沖縄工場と和泉第2工場を閉鎖することを決議いたしました。

当社は、技術優位性を有する55μm以下の極細線ダイヤモンドワイヤの販売に注力し、経営資源を主力工場である和泉工場(D-Next)に集約させることで生産体制の最適化を図るとともに、経費管理を徹底することで固定費の削減にも努めてまいります。

このように、ダイヤモンドワイヤ販売に係る事業環境は厳しい状況下にあります。当社の極細線ダイヤモンドワイヤ生産技術は、競合先の中国メーカーに対し優位性が認められることから、工場閉鎖に伴うダイヤモンドワイヤ生産設備の売却を検討しておりましたが、2019年6月21日付で中国ダイヤモンドワイヤメーカーと同生産設備の売却に関する基本合意書を締結いたしました。

今後は、当社の極細線ダイヤモンドワイヤ生産技術を活かした新たな収益構築スキームを確立できるよう、正式な契約締結に向け協議を行ってまいります。

2. 財務基盤の安定化

債務超過の解消ならびに継続的な事業運営と安定した収益基盤の整備に必要な資金を調達するため、当社は2018年12月27日の取締役会において、2019年1月15日を割当日とする第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行を決議し、現在、新株予約権の行使による資金調達が開始されております。

また、当社は、取引金融機関に対し、借入金の元本返済の猶予に関する申し入れを行い、各金融機関の同意を取り付けております。この同意に基づき、個別相対の借入契約については条件変更契約を締結済みであり、シンジケートローン契約についても同様に条件変更契約を締結済みであります。当社としては、メインバンクを中心に各金融機関と緊密な関係を維持できていることから、継続的な支援が得られるものと考えております。

当社は引き続き、財務基盤の強化・安定を図るための諸施策を検討してまいります。

しかしながら、上記対応策については進捗の途上にあり、今後の事業の進捗状況などによっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があり、また、新株予約権の行使についても現時点で確約されているものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

a. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び仕掛品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）ただし、仕掛品の一部は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3～31年

機械及び装置 2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....為替予約

ヘッジ対象.....外貨建金銭債権及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

先物為替予約取引については、デリバティブ管理規程に従い、外貨建取引の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。

有効性評価の方法

先物為替予約取引については、ヘッジ対象に対し同一通貨建てによる同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下、「税効果会計基準一部改正」という。)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果関係注記を変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」222,439千円及び「固定負債」の「繰延税金負債」40,500千円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」181,939千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(損益計算書関係)

「助成金収入」「受取保険金」の表示方法は、従来、「営業外収益」の「その他」(前事業年度57,456千円)として表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「助成金収入」(当事業年度16,781千円)、「受取保険金」(当事業年度18,970千円)として表示しております。

「金融組成費用」の表示方法は、従来、「金融組成費用」(前事業年度121,105千円)と記して表示しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」(当事業年度26,645千円)に含めて表示しております。

「販売費及び一般管理費」の主要費目及び金額の「器具備品費」は、従来記載しておりませんでした。販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より「器具備品費」(当事業年度197,262千円)として注記に記載することとしております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
現金及び預金	40,000千円	100,000千円
建物	1,114,008千円	967,987千円
構築物	31,310千円	22,984千円
機械及び装置	2,137千円	0千円
土地	722,147千円	694,887千円
計	1,909,604千円	1,785,859千円

(2) 担保付債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期借入金	600,000千円	1,325,000千円
1年内返済予定の長期借入金	545,484千円	651,412千円
長期借入金	1,111,630千円	1,193,062千円
計	2,257,114千円	3,169,474千円

2 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。

当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
受取手形	237千円	803千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びシンジケート方式コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	2,200,000千円	2,350,000千円
借入実行残高	1,050,000千円	1,850,000千円
差引額	1,150,000千円	500,000千円

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	1,449,668千円	622,406千円
短期金銭債務	27,872千円	7,935千円

5 財務維持要件

2018年2月2日付で締結した、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約には、以下のとおり財務維持要件が付されております。

(1) 組成金額

トランシェA 20億円、トランシェB 20億円

(2) 当事業年度末借入実行残高

トランシェA 15億円、トランシェB 3億円

(3) 財務維持要件

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日又は2017年3月に終了する決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の50%の金額以上であること。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期に係る連結の損益計算書上の営業損益に関して、2期連続の営業損失が計上されていないこと。

(4) 上記財務維持要件に抵触した場合の措置

トランシェA：貸付義務の終了もしくは利用実残を期間4年のタームローンにシフト

トランシェB：貸付義務の終了

なお、当社は当事業年度末日後に、当社に対して貸付金を有する金融機関全13社から返済猶予の同意を取り付けており、上記財務維持要件についても組成金額の減額と合わせ、以下のとおり内容を変更しております。

「変更後の組成金額」

トランシェA 15億円、トランシェB 3億円

「財務維持要件の変更」

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期（ただし、2019年3月に終了する決算期を除く。）の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期（ただし、2020年3月に終了する決算期の直前の決算期は2018年3月に終了する決算期とする。）の末日又は2017年3月に終了する決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の50%の金額以上であること。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期（ただし、2019年3月に終了する決算期を除く。）に係る連結の損益計算書上の営業損益に関して、2期連続の営業損失が計上されていないこと。

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	5,609,460千円	905,703千円
仕入高	424,530千円	207,826千円
営業取引以外の取引高	112,206千円	70,095千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	150,695千円	128,715千円
給料手当	175,781千円	166,411千円
賞与引当金繰入額	16,638千円	6,670千円
退職給付費用	8,011千円	17,601千円
貸倒引当金繰入額	-千円	128,439千円
減価償却費	54,815千円	26,548千円
研究開発費	422,017千円	400,191千円
器具備品費	827千円	197,262千円
おおよその割合		
販売費	30%	22%
一般管理費	70%	78%

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
機械装置及び運搬具	99千円	33千円
リース資産	-千円	816千円
計	99千円	849千円

4 投資有価証券売却益

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
投資信託解約に伴う売却益であります。

5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他	20千円	-千円
計	20千円	-千円

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
機械装置及び運搬具	655千円	9千円
除去費用	-千円	137千円
その他	125千円	0千円
計	781千円	146千円

7 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当社の子会社である上海那科夢樂商貿有限公司に対する評価損であります。

(有価証券関係)

子会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額422,587千円、当事業年度の貸借対照表計上額404,794千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	33,829 千円	13,672 千円
たな卸資産評価損	78,817 千円	362,243 千円
未払事業税	15,816 千円	728 千円
概算未払金	4,603 千円	1,198 千円
未払社会保険料	5,037 千円	2,035 千円
退職給付引当金	63,520 千円	64,968 千円
貸倒引当金	79,458 千円	39,328 千円
未払役員退職慰労金	38,729 千円	38,436 千円
研究用設備	81 千円	- 千円
資産除去債務	26,072 千円	26,291 千円
固定資産減損損失	- 千円	1,419,258 千円
関係会社株式	38,145 千円	13,636 千円
税務上の繰越欠損金	270,468 千円	1,464,662 千円
繰越税額控除限度超過額	326,326 千円	166,529 千円
その他	2,352 千円	913 千円
繰延税金資産小計	983,260 千円	3,613,905 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	- 千円	1,464,662 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- 千円	2,149,243 千円
評価性引当額小計	757,982 千円	3,613,905 千円
繰延税金資産合計	225,277 千円	- 千円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	21,925 千円	17,953 千円
資産除去債務に対応する除去費用	19,229 千円	3,337 千円
その他	2,183 千円	364 千円
繰延税金負債合計	43,337 千円	21,654 千円
繰延税金資産（負債）の純額	181,939 千円	21,654 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等	0.1%	0.0%
寄付金	- %	0.8%
受取配当金	1.9%	0.1%
住民税均等割	0.7%	0.1%
試験研究費に係る税額控除	2.3%	- %
その他の税額控除	2.1%	- %
評価性引当額の増減	38.2%	30.9%
その他	0.5%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.5%	1.3%

(重要な後発事象)

1. 借入金返済条件の変更について

当社は、2019年4月10日までに、当社に対する貸付金残高を有する金融機関全13社から返済猶予の同意を取り付け、以後借入条件の変更を行っております。

目的

運転資金の確保

条件変更の内容

2020年3月31日までに返済期限が到来する約定返済分の元金について返済猶予とする。

なお、シンジケートローンについては、組成金額の減額と合わせ、財務維持要件の変更に係る変更契約を2019年6月21日付で締結しております。

損益に及ぼす影響

当該条件変更が損益に及ぼす影響は軽微であります。

2. 新株予約権の権利行使

当事業年度末以降、2019年5月31日までの間に、第6回新株予約権(行使価額修正条項付)の権利行使による新株発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ234百万円増加し、資本金が4,262百万円、資本剰余金が2,961百万円となっております。

3. 固定資産の譲渡及び技術供与に関する基本合意

当社は、2019年6月21日の取締役会において、南京三超新材料股份有限公司との間で、当社所有のダイヤモンドワイヤ生産設備の譲渡及びダイヤモンドワイヤ製造に関する技術供与を行うことを目的とした基本合意書を締結することを決議し、今後、正式な契約締結に向けた協議を開始することといたしました。

譲渡の理由

当社は、当事業年度において債務超過であり、さらに、当社グループの有利子負債も手元流動性に対し高水準にあることから、当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めることが最優先課題と認識しております。当課題の解決に向け、ダイヤモンドワイヤ生産設備等の売却を行い、財務体質の改善を図る必要があると判断したため。

譲渡する相手会社の名称

南京三超新材料股份有限公司

譲渡資産の内容及び譲渡前の用途

ダイヤモンドワイヤ製造装置及び周辺設備

スケジュール

基本合意契約締結日 2019年6月21日

正式契約締結 2019年7月末(予定)

譲渡価額等

総額約3,200百万円

資産の譲渡対価 約1,440百万円

技術等供与の対価 約720百万円

ライセンス使用料 約1,040百万円

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	減損損失 累計額	期末 取得価額
有形固定資産								
建物	1,906,164	5,660	834,791 (834,791)	109,044	967,987	1,068,482	834,791	2,871,262
構築物	44,543	-	15,444 (15,444)	6,115	22,984	133,879	15,444	172,307
機械及び装置	3,033,650	73,378	2,653,121 (2,653,121)	453,906	0	3,602,234	2,653,121	6,255,357
車両運搬具	1,709	-	1,250 (1,250)	458	0	20,954	1,250	22,205
工具、器具 及び備品	105,200	19,416	103,195 (103,195)	21,421	0	281,427	103,195	384,623
土地	722,147	-	27,260 (27,260)	-	694,887	-	-	694,887
リース資産	633,023	18,900	583,893 (583,893)	68,030	0	433,191	582,504	1,015,696
建設仮勘定	273,119	624,616	897,735 (835,884)	-	0	-	-	0
有形固定資産計	6,719,559	741,970	5,116,691 (5,054,840)	658,978	1,685,860	5,540,171	4,190,307	11,416,339
無形固定資産								
ソフトウェア	43,425	5,120	39,533 (39,533)	9,011	0	121,099	39,533	160,633
その他	34,951	9,688	39,838 (36,808)	4,802	0	22,990	36,808	59,798
無形固定資産計	78,376	14,808	79,371 (76,341)	13,814	0	144,090	76,341	220,431

(注) 1 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	超砥粒応用事業部	マイヤパーガーウエハスライスマシン	52,805 千円
工具、器具及び備品	超砥粒応用事業部	卓上型 線回折装置A E R I S	14,400 千円
リース資産	高機能機器事業部	ジェイテクト製C N C 円筒研削盤	17,900 千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	259,500	128,439	259,500	128,439
賞与引当金	110,482	44,652	110,482	44,652

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは、次のとおりであります。 http://www.nakamura-gp.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書

事業年度 第48期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月25日 近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月25日 近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第49期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月10日 近畿財務局長に提出。

事業年度 第49期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月14日 近畿財務局長に提出。

事業年度 第49期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月14日 近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書 2018年6月28日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 2018年11月14日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書 2019年5月29日近畿財務局長に提出。

(5) 訂正臨時報告書

2018年11月14日に提出した臨時報告書に係る訂正報告書 2018年12月3日近畿財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書(参照方式)及びその添付書類

第三者割当による新株予約権証券(行使価額修正条項付)発行に係る有価証券届出書 2018年12月27日 近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月27日

株式会社 中村超硬
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 嘉之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 信之 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中村超硬の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中村超硬及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過となっている。また会社の有利子負債は手元流動性に比して高い水準にあり、シンジケートローン契約において財務維持要件に抵触していること等の状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社中村超硬の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社中村超硬が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月27日

株式会社 中村超硬
取締役 会 御中

有限責任監査法人 ト マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 嘉之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中村超硬の2018年4月1日から2019年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中村超硬の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、債務超過となっている。また会社の有利子負債は手元流動性に比して高い水準にあり、シンジケートローン契約において財務維持要件に抵触していること等の状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。